

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標一覧

本資料は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の策定にあたり、関係府省庁において設定した対策ごとの中長期の目標を取りまとめたものである。

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況（令和7年度）	府省庁名
1-1	流域治水対策（河川）	気候変動による影響を踏まえた、河川における河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダムの事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等を実施する。	<p>関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。</p> <p>1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 現状：約65%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度頃 → 令和27年度頃</p> <p>2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率 現状：約62%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度頃 → 令和27年度頃</p>	<p>1級河川の整備率 達成目標：約73%</p> <p>2級河川の整備率 達成目標：約71%</p>	国土交通省
1-2	流域治水対策（下水道）	浸水被害の防止・軽減のための雨水排水施設など下水道による都市浸水対策を実施する。	<p>雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減する。</p> <p>浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率（雨水排水施設の整備が必要な面積約390,000ha） 現状：約60%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和24年度 → 令和22年度</p>	<p>浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率 達成目標：約70%</p>	国土交通省
1-3	流域治水対策（砂防）	地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラを保全する土砂災害対策を実施する。	<p>地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策を完了することで、土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靱化を図る。</p> <p>地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである官公署・医療施設・学校・上下水道施設・発電施設・道路・鉄道</p>	<p>地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである官公署・医療施設・学校・上下水道施設・発電施</p>	国土交通省

			<p>等のうち、街づくり等の観点から特に重要な箇所（約32,000箇所）が砂防事業等の実施により保全される割合 現状：約20%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和27年度</p>	<p>設・道路・鉄道等のうち、街づくり等の観点から特に重要な箇所が砂防事業等の実施により保全される割合 達成目標：約35%</p>	
1-4	流域治水対策（海岸）	<p>気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、巨大地震による津波や東京湾をはじめとするゼロメートル地帯の高潮等に対し沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を実施する。</p>	<p>災害リスクの高い地域等における津波・高潮対策の実施により、沿岸域の安全・安心を確保する。</p> <p>気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、災害リスクが高い沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策に必要な海岸堤防等（延長約2,700km）の整備率 現状：53%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和22年度</p>	<p>気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、災害リスクが高い沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策に必要な海岸堤防等の整備率 達成目標：64%</p>	農林水産省 国土交通省
1-5	流域治水対策（農業水利施設の整備）	<p>洪水調節機能強化のための既存農業水利施設の補修・更新、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための農業水利施設の整備を推進する。</p>	<p>気候変動を見据えた流域治水対策の取組により、人命・財産の被害を防止・最小化する。</p> <p>排水機場等の整備により新たに湛水被害等が防止される農地及び周辺地域（約21万ha）の達成率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p>	<p>排水機場等の整備により新たに湛水被害等が防止される農地及び周辺地域（約21万ha）の達成率 達成目標：100%</p>	農林水産省
1-6	流域治水対策（水田の貯留機能向上）	<p>水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進する。</p> <p>多面的機能支払交付金により、水田の貯留機能向上を図る地域共同活動を支援する。</p>	<p>気候変動を見据えた流域治水対策の取組により、人命・財産の被害を防止・最小化する。</p> <p>豪雨時に雨水貯留機能を発揮し、人命・財産の被害を防止・最小化できる地域等の水田（令和2年度取組面積の約3倍）のうち、田んぼダムの取組面積の達成率 現状：40%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p>	<p>豪雨時に雨水貯留機能を発揮し、人命・財産の被害を防止・最小化できる地域等の水田（令和2年度取組面積の約3倍）のうち、田んぼダムの取組面積の達成率 達成目標：100%</p>	農林水産省

1-7	流域治水対策（国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）	未活用の国有地を遊水地・貯留施設として活用する。	遊水地・貯留施設の整備加速により、浸水・洪水被害を防ぐ又は軽減し、流域に居住する者の生命及び安全を守る、また流域付近の経済活動の存続等に資する。 令和7年度までのできるだけ早い時期に、国有地を活用して、全国で50ヶ所の遊水地・貯留施設の整備に取り組む。	国有地を活用して、全国で50ヶ所の遊水地・貯留施設の整備に取り組む。	財務省
2	防災重点農業用ため池の防災・減災対策	近年増加している自然災害に備えた、防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合工事を含む防災工事を推進する。	防災重点農業用ため池に係る防災対策を集中的かつ計画的に実施し、ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護する。 特に緊急性の高い防災重点農業用ため池における防災対策着手の達成率 現状：19%（令和2年度） 中長期の目標：100%（今後必要となる事業量：約37,000か所） 本対策による達成年次の前倒し 令和11年度 → 令和7年度	特に緊急性の高い防災重点農業用ため池における防災対策着手の達成率 達成目標：100%	農林水産省
3	山地災害危険地区等における治山対策	山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる治山施設の整備・強化等による流木・土石流・山腹崩壊抑制対策、海岸防災林の整備を実施する。	土石流等の山地災害等のリスクが高い地域の整備の推進により、重要インフラや集落等を保全する。 現時点で把握している土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区（約13,600地区）の実施率 現状：約65%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和20年度 → 令和18年度	現時点で把握している土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区（約13,600地区）の実施率 達成目標：約80%	農林水産省

4	山地災害危険地区等における森林整備対策	山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる間伐等の森林整備、林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化等を行う。	<p>土石流等の山地災害等のリスクが高い地域の未整備解消により、重要インフラや集落等を保全する。特に重要な林道の整備・強化により森林被害の早期復旧や継続的な森林整備対策が確保され、林業・山村地域のレジリエンスが向上する。</p> <p><森林整備> 土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区（約13,600地区）の実施率 現状：約65%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和20年度 → 令和18年度</p> <p><林道> 防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化実施率 現状：約50%（令和2年度） 中長期の目標：100%（今後必要となる事業量：約2,000路線） 本対策による達成年次の前倒し 令和20年度 → 令和18年度</p>	<p><森林整備> 土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区（約13,600地区）の実施率 達成目標：約80%</p> <p><林道> 防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化実施率 達成目標：約70%</p>	農林水産省
5	自然公園の施設等に関する対策	人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設について、登山道の補修、緊急退避所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に対応した法面崩落防止に資する自然環境整備等の対策を実施する。	<p>利用拠点や主要動線の改修及び老朽化対策の推進等により、自然災害時を含めて利用者の安全が確保される。また、自然環境が保全されることによって自然生態系の有する防災・減災機能が維持される。</p> <p>国立公園、国定公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施済の自然公園等事業数 現状：317箇所（令和2年度完了見込み） 中長期の目標：1,122箇所（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 594箇所 → 1,122箇所（令和7年度）</p>	<p>国立公園、国定公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施済の自然公園等事業数 達成目標：1,122箇所</p>	環境省

6	港湾における津波対策	3か年緊急対策や最新の津波被害想定等を踏まえた、港湾における「粘り強い構造」の導入した防波堤の整備や、津波避難施設等の設置など、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策により、人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。	<p>設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止する。また、津波発生時に堤外地で活動する港湾労働者等全員の安全な避難を可能とする。</p> <p>津波対策を緊急的に行う必要のある港湾（約50港）において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合 現状：26%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和28年度</p>	<p>津波対策を緊急的に行う必要のある港湾（約50港）において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合 達成目標：50%</p>	国土交通省
7	漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策	大規模地震・津波による甚大な被害が予測される地域の拠点的漁港における防波堤、岸壁等の耐震・耐津波化や、近年激甚化する台風・低気圧対策として防波堤等の耐浪化、越波対策、浸水対策、防風施設の設置による防風対策、被災後の水産業の早期回復のための電源確保対策や避難にも資する人工地盤の整備及びこれらの漁港施設の長寿命化対策を推進する。	<p>耐震・耐津波化により、被災時における陸揚機能の確保や、救援活動、物資輸送等の機能を確保する。</p> <p>水産物の流通拠点となる漁港及び災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 現状：12%（令和元年度） 中長期の目標：100%（今後必要となる事業量：約700地区） 本対策による達成年次の前倒し 令和21年度 → 令和18年度</p> <p>離島航路を有する漁港において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 現状：6%（令和元年度） 中長期の目標：100%（今後必要となる事業量：約150地区） 本対策による達成年次の前倒し 令和24年度 → 令和21年度</p>	<p>水産物の流通拠点となる漁港及び災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 達成目標：55%</p> <p>離島航路を有する漁港において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 達成目標：30%</p>	農林水産省

8	地震時等に著しく危険な密集市街地対策	大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（以下「危険密集市街地」という。）において、老朽建築物の除却や延焼防止性能を有する建築物への建替、避難路となる道路や避難地となる公園等の整備を促進する。	危険密集市街地における最低限の安全性を確保し、当該地区の面積の減少を図る。 危険密集市街地の面積 現状：約2,220ha（令和2年） 中長期の目標：0ha（令和12年） 本対策による達成目標の追加 危険密集市街地の面積の解消とあわせて行う、危険密集市街地における地域防災力の向上に資するソフト対策が未実施地区の実施率 達成目標：100%（令和7年度）	危険密集市街地の面積の解消とあわせて行う、危険密集市街地における地域防災力の向上に資するソフト対策が未実施地区の実施率 達成目標：100%	国土交通省
9	住宅・建築物の耐震化による地震対策	住宅・建築物の耐震改修に対する補助等を引き続き重点的に行うことにより、中長期的に住宅・建築物の耐震化を促進する。	耐震診断義務付け対象建築物の早期の耐震診断・耐震改修を図り、地震による崩壊・倒壊を防止する。 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 現状：74%（令和2年） 中長期の目標：耐震性の不足するものをおおむね解消（令和7年） 耐震診断の診断率（令和2年度時点で未診断の防災拠点についての診断率） 中長期の目標：9割以上（令和5年度） 本対策による達成目標の引き上げ 7割以上 → 9割以上（令和5年度）	同左	国土交通省
10	災害に強い市街地形成に関する対策	災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等を計画的に推進することで、市街地における災害による被害を軽減する。	災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等により、災害に強い市街地の形成を図る。 面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取り組む地区（40地区）の対策実施率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和9年度	面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取り組む地区（40地区）の対策実施率 達成目標：70%	国土交通省

11	大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策	個別の大規模盛土造成地等において、地盤調査等を実施し、安全性の確認・把握等を実施する。	<p>大規模盛土造成地等の安全性の把握・確認等により宅地の被害を軽減、防止する。</p> <p>大規模盛土造成地を有する約1,000市区町村における、安全性把握調査に着手した市区町村の割合 現状：4.1%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和27年度 → 令和12年度</p> <p>液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数 中長期の目標：50市区町村 本対策による達成年次の前倒し 令和36年度 → 令和14年度</p> <p>※液状化の発生傾向が強いエリアが多く含まれる市区の数：50</p>	<p>大規模盛土造成地を有する約1,000市区町村における、安全性把握調査に着手した市区町村の割合 達成目標：60%</p> <p>液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数 達成目標：25市区町村</p>	国土交通省
12	地下街の耐震性向上等に関する対策	地下街の耐震対策・漏水対策により地震による地下街施設の被害を軽減するとともに、避難施設や防災施設整備により利用者等の安全な避難等のための適切な機能を確保する。	<p>耐震対策等の実施により、地下街における安全な避難を実現するために必要な機能を確保する。</p> <p>全国の地下街79箇所を対象として、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合 現状：57%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和18年度 → 令和15年度</p>	<p>全国の地下街79箇所を対象として、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合 達成目標：80%</p>	国土交通省
13-1	私立学校、私立専修学校施設の耐震化対策（私立学校施設）	地震により、倒壊等の被害の生じる可能性がある学校施設等の耐震化を図り、地震から児童生徒等の人命を守る。 屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題がある学校施設等について耐震対策を実施し、地震等から児童生徒等の人命	<p>私立学校施設の構造体の耐震化を推進し、地震による児童生徒等の被害の発生を防ぐ。また、非構造部材の耐震対策を実施することにより、地震時等の安全性確保に係る取組を推進し、児童生徒等の被害の発生を防ぐ。</p> <p>避難所として利用される場合において、地域住民等の避難者の安全を確保する。</p>		文部科学省

		<p>を守る。</p>	<p>私立の小学校から大学までの施設の構造体の耐震化率 (8,975 棟 (高校等)、約 4,697 万㎡ (大学等) を対象) 現状 (平成 31 年 4 月) : 91.4% (高校等)、92.8% (大学等) 中長期の目標 : 共に 100% (令和 10 年度) 本対策による達成年次の前倒し Is 値 0.3 未満の施設の構造体の耐震化対策について 令和 10 年度 → 令和 8 年度</p> <p>私立の小学校から大学までの屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策の実施率 (2,983 棟 (高校等)、2,217 棟 (大学等) を対象) 現状 (平成 31 年 4 月) : 77.9% (高校等)、61.5% (大学等) 中長期の目標 : 共に 100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 10 年度</p> <p>私立の小学校から大学までの施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 (2,314 校 (高校等)、925 校 (大学等) を対象) 現状 (平成 31 年 4 月) : 37.9% (高校等)、19.6% (大学等) 中長期の目標 : 100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 10 年度</p>	<p>私立の小学校から大学までの施設の構造体の耐震化率 達成目標 : 約 98% (高校等)、約 99% (大学等)</p> <p>私立の小学校から大学までの屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策の実施率 達成目標 : 約 93% (高校等)、約 90% (大学等)</p> <p>私立の小学校から大学までの施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 達成目標 : 約 85% (高校等)、約 80% (大学等) ※達成目標については、文化財指定の施設で耐震化の検討に期間を要するなど個別事情があるものを除く。</p> <p>※高校等は小・中・義務・高・中等・特支、大学等は高専・短大・大を指す。</p>	
--	--	-------------	---	--	--

13-2	<p>私立学校、私立専修学校施設の耐震化対策（私立専修学校施設）</p>	<p>地震により、倒壊等の被害の生じる可能性がある学校施設等の耐震化を図り、地震から生徒等の人命を守る。</p> <p>屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題がある学校施設等について耐震対策を実施し、地震等から生徒等の人命を守る。</p>	<p>私立学校施設の構造体の耐震化を推進し、地震による生徒等の被害の発生を防ぐ。また、非構造部材の耐震対策を実施することにより、地震時等の安全性確保に係る取組を推進し、生徒等の被害の発生を防ぐ。また、避難所として利用される場合において、地域住民等の避難者の安全を確保する。</p> <p>専修学校施設の構造体の耐震化率（約 2,950 万㎡を対象） 現状：88.26%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 10 年度 → 令和 7 年度</p> <p>専修学校における屋内運動場等の吊り天井を有する学校施設のうち、対策を実施済みの棟数の割合 現状：61.2%（平成 30 年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 10 年度 → 令和 7 年度</p> <p>専修学校における危険性の高い吊り天井以外の非構造体の耐震化率 現状：23.8%（平成 30 年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 10 年度 → 令和 7 年度</p> <p>※耐震化計画等に一定の期間を要する等特別事情があるものを除く。</p>	<p>専修学校施設の構造体の耐震化率（約 2,950 万㎡を対象） 達成目標：100%</p> <p>専修学校における屋内運動場等の吊り天井を有する学校施設のうち、対策を実施済みの棟数の割合 達成目標：100%</p> <p>専修学校における危険性の高い吊り天井以外の非構造体の耐震化率 達成目標：100%</p> <p>※達成目標については、耐震化の検討に期間を要するなど個別事情があるものを除く。</p>	文部科学省
------	--------------------------------------	--	--	---	-------

14	<p>私立認定こども園・幼稚園施設の耐震化対策</p>	<p>地震により、倒壊等の被害の生じる可能性がある学校施設等の耐震化を図り、地震から幼児等の人命を守る。</p> <p>屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題がある学校施設等について耐震対策を実施し、地震等から幼児等の人命を守る。</p>	<p>私立学校施設の構造体の耐震性の確保により、可能な限り早期に、耐震化を推進し、地震による幼児等の被害の発生を防ぐ。また、非構造部材の耐震対策を実施することにより、可能な限り早期に、地震時の安全性確保に係る取組を推進し、地震等による幼児等の被害の発生を防ぐ。</p> <p>私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園 1,224 棟の構造体の耐震化率 現状：91.5%（平成 31 年 4 月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し Is 値 0.3 未満の施設の構造体の耐震化対策について 令和 10 年度 → 令和 8 年度</p> <p>私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の屋内運動場等 298 棟の吊り天井の落下防止対策の実施率 現状：85.8%（平成 31 年 4 月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 10 年度</p> <p>私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園 6,151 校の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 現状：39.7%（平成 31 年 4 月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 10 年度</p>	<p>私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園 1,224 棟の学校施設の構造体の耐震化率 達成目標：約 98%</p> <p>私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の学校施設の屋内運動場等 298 棟の吊り天井の落下防止対策の実施率 達成目標：約 95%</p> <p>私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園 6,151 校の学校施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 達成目標：約 80%</p>	<p>文部科学省</p>
----	-----------------------------	--	--	--	--------------

15	公立社会体育施設の耐震化対策	<p>地震により、倒壊等の被害の生じる可能性がある公立社会体育施設の耐震化を図り、地震から地域住民等の人命を守る。</p> <p>屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題がある公立社会体育施設について耐震対策を実施し、地震等から地域住民等の人命を守る。</p>	<p>公立社会体育施設の構造体の耐震性の確保により、可能な限り早期に、耐震化の概ね完了を達成し、地震による地域住民等の被害の発生を防ぐ。また、非構造部材の耐震対策を実施することにより、可能な限り早期に、地震時の安全性確保に係る取組を概ね完了し、地震等による地域住民等の被害の発生を防ぐ。</p> <p>公立社会体育施設 11,817 施設における構造体の耐震化率 現状：83.1%（平成 30 年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 10 年度</p>	<p>公立社会体育施設 11,817 施設における構造体の耐震化率 達成目標：95%</p>	文部科学省
16	国立大学等の基盤的設備等整備対策	<p>災害発生時における情報通信機能の確保や人命保護等に係る対策を講じるため、国立大学法人等の基盤的設備等の整備・更新を行う。</p>	<p>災害発生時における地域の中核拠点として、被災支援機能や人命救援機能・防災機能等を強化する。</p> <p>災害対策に資する国立大学等の情報ネットワークシステム等の基盤的インフラ設備等の整備数 中長期の目標：34 件 本対策による達成年次の前倒し 令和 15 年度 → 令和 7 年度</p>	<p>災害対策に資する国立大学等の情報ネットワークシステム等の基盤的インフラ設備等の整備数 達成目標：34 件</p>	文部科学省
17-1	独立行政法人施設の安全性確保等に関する対策（国立青少年教育施設）	<p>災害時に被災した自治体だけでは対応が困難である状況を解消するために、全国に 28 か所ある国立青少年教育施設について、自治体の境界を超えた「広域防災補完拠点」として位置付け、災害に対応するための所要の整備を行うとともに、災害に備えた防災・減災教育を推進する。</p>	<p>国立青少年教育施設のライフラインの機能強化整備を完了することにより、有事の際に利用者の安全・安心を確保するとともに、全国立青少年教育施設で防災・減災教育を継続的に推進することにより、災害時に、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれる力を育む。</p> <p>国立青少年教育施設 28 施設を対象としたライフラインの機能強化を要する施設の整備率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 11 年度</p> <p>防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充</p>	<p>国立青少年教育施設 28 施設を対象としたライフラインの機能強化を要する施設の整備率 達成目標：60%</p> <p>防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）を行った</p>	文部科学省

			<p>実) を行った施設の割合 現状：36% (令和元年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和11年度</p>	<p>施設の割合 達成目標：60%</p>	
17-2	独立行政法人施設の安全性確保等に関する対策(教職員支援機構施設)	独立行政法人教職員支援機構が設置する施設において、受講者が安全・安心に研修に専念できる研修・宿泊環境の形成及び災害時の一時避難所としての環境整備を図るため、老朽化している施設・設備について必要な改修・修繕を行う。	<p>老朽化している施設・設備について、必要な改修・修繕を行うことで、受講者が安全・安心に研修に専念できるようになるほか、災害時の避難所として安全に使用することが可能となる。</p> <p>機構の全28施設のうち老朽化した施設・設備の改修・修繕率 現状：29% (令和2年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和22年度 → 令和19年度</p>	<p>機構の全28施設のうち老朽化した施設・設備の改修・修繕率 達成目標：50%</p>	文部科学省
17-3	独立行政法人施設の安全性確保等に関する対策(国立特別支援教育総合研究所)	安全・安心に利用できる施設の整備及び災害時の一時避難所としての環境整備を図るため、老朽化している施設・設備について必要な改修・修繕を行う。	<p>老朽化している施設・設備について、必要な改修・修繕を行うことで、教職員及び研修員が安全に、安心して施設を使用できるようになる。また、災害時の避難所として安全に使用することが可能となる。</p> <p>国立特別支援教育総合研究所における外壁等3箇所の改修率 現状：約30% (令和元年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和6年度</p> <p>国立特別支援教育総合研究所における給排水管等設備6箇所の更新率 現状：0% (令和元年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和6年度</p>	<p>国立特別支援教育総合研究所における外壁等3箇所の改修率 達成目標：100% (令和6年度)</p> <p>国立特別支援教育総合研究所における給排水管等設備6箇所の更新率 達成目標：100% (令和6年度)</p>	文部科学省

18	国際連合大学本部施設の安全確保対策	施設・設備の劣化の状況を踏まえ、中長期修繕計画を計画し、安全性等の観点から喫緊度の高い施設・設備の営繕を順次行う。	<p>エレベーター等の機械設備や建造物の継続的な営繕を行うことにより、本部施設の安全性を確保し、老朽化や自然災害等に伴う重大な被害の発生を防止する。</p> <p>国際連合大学本部施設について、安全性対策上、改修の観点から喫緊度が高いと評価された施設・設備（10箇所）の営繕の実施率 現状：20%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p>	<p>国際連合大学本部施設について、安全性対策上、改修の観点から喫緊度が高いと評価された施設・設備（10箇所）の営繕の実施率 達成目標：100%</p>	文部科学省
19	量子科学技術研究開発機構耐震改修対策	国からの受託研究や企業との共同研究、国際プロジェクト等で使用しているQSTの施設に関して、いくつかの施設が耐震基準を満たしていないため、これらの施設を耐震改修し、大地震に対する防災対策を実施する。	<p>職員や施設共用等で訪れる大学・企業等の外部ユーザーの安全の確保が可能となるとともに、安定した研究開発の実施により、研究成果の着実な社会実装や国際約束の確実な履行等に貢献。</p> <p>現時点で耐震改修を予定している14施設の耐震改修対策の進捗率 中長期の目標：100%（令和10年度） 本対策による達成目標の引き上げ 50% → 64%（令和6年度）</p>	<p>現時点で耐震改修を予定している14施設の耐震改修対策の進捗率 達成目標：64%（令和6年度）</p> <p>実験に直接関係性の高い施設等2棟の耐震改修完了を前倒しする事で進捗率を14%向上させる。早期の防災性能の確保及び国際プロジェクト等の重要研究の遅滞リスクを低減させる。</p>	文部科学省
20-1	国指定文化財等の防火・耐震対策（防火対策）	国指定文化財（建造物）等の防火対策や、耐震対策、国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者等が行う、文化財の防火対策を推進するため施設整備に対する補助を実施する。 具体的には、早期覚知のための警報設備等（自動火災報知施設）の	<p>不特定多数の者が入場する建造物を中心に、毀損等した防火設備等にかかる対策を進める。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等についても、必要性を精査のうえ、全ての博物館等の防火設備等の対策を完了させる。</p> <p>不特定多数の者が入場し、火災により甚大な被害が想定される重要文化財（建造物）236件を対象として、整備・改修後30年を経過した防火設備の老朽化対策（改修等）が完了し</p>	<p>世界遺産・国宝（建造物）を対象として、整備・改修後30年を経過した防火設備の老朽化対策（改修等）</p>	文部科学省

		<p>設置、初期消火のための消火栓施設・スプリンクラーの設置、延焼防止のための放水銃・ドレンチャ一等の整備を補助する。</p> <p>※史跡名勝天然記念物、国宝・重要文化財（美術工芸品）等の文化財に関しても、同様に行う。</p>	<p>た割合</p> <p>現状：5%（世界遺産・国宝については11%）（令和2年度）</p> <p>中長期の目標：100%</p> <p>本対策による達成目標の変更</p> <p>重要文化財の進捗率100%（令和32年度）</p> <p>→世界遺産・国宝の進捗率100%（令和6年度）</p> <p>国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（539館）のうち、特に緊急性の高いものに係る、防火設備等の対策の実施率</p> <p>現状：30%（令和2年度）</p> <p>中長期の目標：100%</p> <p>本対策による達成年次の前倒し</p> <p>令和32年度 → 令和6年度</p>	<p>が完了した割合</p> <p>達成目標：100%（令和6年度）</p> <p>国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（539館）のうち、特に緊急性の高いものに係る、防火設備等の対策の実施率</p> <p>達成目標：100%（令和6年度）</p>	
20-2	国指定文化財等の防火・耐震対策（耐震対策）	<p>国指定文化財（建造物）等の耐震対策を推進するため、修理の際の補強工事や、施設整備に対する補助を実施する。</p> <p>具体的には、文化財建造物に係る耐震診断、その後必要に応じて実施する耐震対策工事（耐震補強工事・免震工事）を補助する。</p> <p>※史跡名勝天然記念物等の文化財に関しても、同様に行う。</p>	<p>不特定多数の者が立ち入る国宝・重要文化財について、耐震対策を早急に進める。</p> <p>不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財に係る耐震対策及び世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所（207箇所）に係る耐震対策の着手率</p> <p>現状：5%（令和2年度）</p> <p>中長期の目標：100%</p> <p>本対策による達成年次の前倒し</p> <p>令和29年度 → 令和12年度</p>	<p>不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財に係る耐震対策及び世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所（207箇所）に係る耐震対策の着手率</p> <p>達成目標：50%</p>	文部科学省

21	国立文化施設の安全確保に係る対策	国民の貴重な財産である文化財等を保存・活用し、多くの来館者が訪れる国立文化施設等について、来館者の安全確保等に支障がある老朽化した施設・防災設備等の設置状況について、改修等を行うことで改善を推進する。	国立文化施設における防災・減災機能の強化を図ることにより、地震等に伴う災害が発生した場合でも、展覧会及び施設利用に伴う来場者の安全確保に備える。 耐用年数を超過した老朽化施設・設備の更新等整備数 現状：4箇所（令和2年度） 中長期の目標：23箇所（令和11年度） 本対策による達成目標の変更 20箇所（令和7年度） → 23箇所（令和11年度） ※追加3箇所のうち1箇所は令和7年度、2箇所は令和11年度までにそれぞれ完了予定。	耐用年数を超過した老朽化施設・設備の更新等整備数 達成目標：21箇所	文部科学省
22-1	医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策）	病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等が必要な災害拠点病院等に対し、設備に要する経費の一部を支援する。	給水設備の設置により、災害拠点病院等の診療機能を3日程度維持可能とする。 災害拠点病院等156施設における給水設備の設置状況 現状：91%（平成30年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和3年度	災害拠点病院等156施設における給水設備の設置状況 達成目標：100%	厚生労働省
22-2	医療施設の耐災害性強化対策（非常用自家発電設備整備対策）	病院の診療機能を3日程度維持するために非常用自家発電設備の設置等が必要な災害拠点病院等に対し、設備に要する経費の一部を支援する。	非常用自家発電設備の設置により、災害拠点病院等の診療機能を3日程度維持可能とする 災害拠点病院等156施設における非常用自家発電設備の設置状況 現状：88%（平成30年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和3年度	災害拠点病院等156施設における非常用自家発電設備の設置状況 達成目標：100%	厚生労働省
22-3	医療施設の耐災害性強化対策（ブロック塀整備改修対策）	倒壊の危険性があるブロック塀を病院が改修する際等に必要な費用を支援する。	ブロック塀の改修により、ブロック塀の倒壊による被害の危険性を解消する。 ブロック塀に倒壊の危険性がないことが確認された割合（倒壊の危険性があるブロック塀を有する706病院を対象） 現状：90%（平成30年度）	ブロック塀に倒壊の危険性がないことが確認された割合 達成目標：100%	厚生労働省

			<p>中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和5年度</p>		
22-4	医療施設の耐災害性強化対策（非常用通信設備整備対策）	救命救急センター等が災害時における通信確保を図るため、衛星携帯電話や衛星データ通信等、非常用通信手段を整備するために必要な費用を支援する。	<p>非常用通信設備の整備により、救命救急センター等の災害時における通信を確保する。</p> <p>救命救急センター等290施設における非常用通信施設設備の整備状況 現状：25%（平成30年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和3年度</p>	救命救急センター等290施設における非常用通信施設設備の整備状況 達成目標：100%	厚生労働省
23-1	社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策）	柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。	<p>社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ。</p> <p>昭和56年以前に建築された以下の施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設に対する対策の実施数 中長期の目標：児童関係施設等 約595箇所 障害児者関係施設 約280箇所 介護関係施設 約65箇所 その他関係施設 約84箇所 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p>	同左	厚生労働省
23-2	社会福祉施設等の耐災害性強化対策（ブロック塀等対策）	改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。	<p>安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ。</p> <p>安全性に問題のあるブロック塀等を設置している施設における改修整備数 中長期の目標：児童関係施設等 約385箇所 障害児者関係施設 約255箇所 介護関係施設 約820箇所 その他関係施設 約12箇所 本対策による達成年次の前倒し</p>	同左	厚生労働省

			令和12年度 → 令和7年度		
23-3	社会福祉施設等の耐災害性強化対策（水害対策強化対策）	施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。	<p>要配慮者施設において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える。</p> <p>水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設数 中長期の目標：児童関係施設等 約45箇所 障害児者関係施設 約470箇所 介護関係施設 約1,175箇所</p> <p>本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p>	同左	厚生労働省
23-4	社会福祉施設等の耐災害性強化対策（非常用自家発電設備対策）	非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。	<p>非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする。</p> <p>非常用自家発電設備がなく、今後、整備予定のある施設における整備 中長期の目標：児童関係施設等 約5箇所 障害児者関係施設 約495箇所 介護関係施設 約2,350箇所 その他関係施設 約7箇所</p> <p>本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p>	同左	厚生労働省
24	国土地理院施設の耐災害性強化対策	災害発生時に被災状況を示した地図等の情報を国の災害対策機関や地方自治体等へ提供する国土地理院施設の耐災害性強化を実施する。	<p>施設の耐災害性強化を順次実施することで、国土地理院の災害対応を安定して行うことができる環境を維持し、被災状況を示した地図の関係機関への提供等を継続して行い、避難行動や救助・支援が遅れる事態を防止する。</p> <p>国土地理院施設のうち、令和2年度時点で改修が必要な箇所に対する耐災害性強化の実施箇所数 中長期の目標：延べ6件程度 本対策による達成年次の前倒し 令和14年度 → 令和7年度</p>	同左	国土交通省
25	海上保安施設等の耐災害性強化対策	被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある	継続的かつ計画的な非常用電源設備の更新等により海上保安施設（庁舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設）等の被災		国土交通省

	害性強化対策	る海上保安施設（庁舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設）等について、非常用電源設備の設置や燃料供給体制の確保等を実施し、耐災害性の強化を図ることで、同施設等の機能喪失を防止する。	又は停電等に対する耐災害性を強化することで、同施設等の機能喪失を防止する。 耐災害性の強化が必要な海上保安施設等（151箇所）の改修率 現状：49%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和6年度	耐災害性の強化が必要な海上保安施設等（151箇所）の改修率 達成目標：100%（令和6年度）	
26	法務省施設の防災・減災対策	災害時における一般来庁者及び職員等の生命・身体确保安全のため、旧耐震基準施設の建替えを促進し、耐震改修を進めるとともに、新耐震基準施設の長寿命化の検討を行う。	耐震化率を高めることにより、一般来庁者及び職員等の生命・身体确保安全を確保する。 法務省施設の耐震化率（延べ面積約140万㎡に対する割合） 現状：95%（令和元年度） 中長期の目標：98.7%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 98.6% → 98.7%（令和7年度）	法務省施設の耐震化率（延べ面積約140万㎡に対する割合） 達成目標：98.7%	法務省
27	矯正施設の防災・減災対策	災害時における職員、被収容者の生命・身体确保安全はもとより、被収容者の逃走などを未然に防止するため、旧耐震基準施設の建替えを促進し、耐震改修を進めるとともに、新耐震基準施設の長寿命化の検討を行う。	耐震化率を高めることにより、職員、被収容者の生命・身体确保安全確保、及び被収容者の逃走などを防止する。 矯正施設の耐震化率（延べ面積約440万㎡に対する割合） 現状：84%（令和元年度） 中長期の目標：92%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 90% → 92%（令和7年度）	矯正施設の耐震化率（延べ面積約440万㎡に対する割合） 達成目標：92%	法務省
28	矯正施設の総合警備システム等警備機器等の更新整備対策	被収容者の逃走防止等のため、監視カメラ等の総合警備システム等について、経年劣化による機能低下を防ぐため、使用年数・必要性を考慮して更新整備する。また、職員用備蓄非常食を更新整備する。	大規模災害発生時等において、矯正施設からの被収容者の逃走を防止するとともに、施設の適正な維持管理ができ、機能低下を防ぐ。 目標年次までに更新整備が必要となる総合警備システム等が整備されている矯正施設（本所・支所）全276庁に対し、同システム等の更新整備が完了した庁数の割合 中長期の目標：100%（令和7年度）		法務省

			<p>本対策により、更新整備と併せて、同機器の効率化及び機能強化を実施する。</p> <p>目標年次までに職員用備蓄非常食について、更新が必要となる矯正施設（本所・支所）全 279 庁に対し、更新が計画的に行われた庁数の割合 中長期の目標：100%（令和 7 年度）</p>	同左	
29	防災公園の機能確保に関する対策	地震災害や風水害など多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。	<p>地震災害だけでなく風水害など多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。</p> <p>機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園（約 160 箇所程度）の対策実施率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 13 年度 → 令和 9 年度</p>	機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園（約 160 箇所程度）の対策実施率 達成目標：80%	国土交通省
30-1	公立小中学校、私立学校、私立専修学校施設の防災機能強化等対策（公立小中学校施設）	公立小中学校施設の防災機能強化（バリアフリー化やトイレの洋式化等を含む）を支援する。	<p>どのような気象条件においても、すべての児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる。また、災害発生時にも教育活動を可能な限り継続あるいは早期に再開できるとともに、避難所として利用される場合も含め、年齢や障害の有無等にかかわらず、地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができる。</p> <p>全国の公立小中学校における特別教室、体育館（特別教室約 37 万室、体育館約 3.3 万室）のうち、空調設置が必要と認められる室を対象とした空調設備の設置率 〈特別教室〉 現状：55.5%（令和 2 年 9 月） 中長期の目標：95.0% 本対策による達成年次の前倒し 令和 7 年度 → 令和 5 年度 〈体育館〉 現状：5.3%（令和 2 年 9 月） 中長期の目標：95.0%（令和 17 年度）</p>	全国の公立小中学校における特別教室、体育館（特別教室約 37 万室、体育館約 3.3 万室）のうち、空調設置が必要と認められる室を対象とした空調設備の設置率 達成目標 特別教室：95.0% 体育館：35.0%	文部科学省

			<p>全国の公立小中学校における約 136 万基の便器を対象としたトイレの洋式化率 現状：57.0%（令和2年9月） 中長期の目標：95.0% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p> <p>全国の公立小中学校を対象としたバリアフリー化の整備率 〈校舎〉（約2.8万校） 現状（令和2年度） スロープ（門から建物の前まで）：78.3% スロープ（昇降口・玄関等から教室等まで）：57.2% 中長期の目標：共に100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p> <p>多目的トイレ 現状：65.0%（令和2年度） 中長期の目標：100%（令和12年度） 本対策による達成目標の変更 100%（令和12年度） → 95.0%（令和7年度）</p> <p>エレベーター 現状：27.1%（令和2年度） 中長期の目標：50.0%（令和12年度） 本対策による達成目標の変更 50.0%（令和12年度） → 40.0%（令和7年度）</p> <p>〈体育館〉（約2.8万校） 現状（令和2年度） スロープ（門から建物の前まで）：74.2% スロープ（昇降口・玄関等から教室等まで）：56.9% 中長期の目標：共に100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p> <p>多目的トイレ</p>	<p>全国の公立小中学校における約 136 万基の便器を対象としたトイレの洋式化率 達成目標：95.0%</p> <p>それぞれの5年後の状況は、左の中長期の目標と同じ。</p> <p>※スロープ：全国の公立小中学校を対象として、門から建物の前まで、及び昇降口・玄関等から教室等までの経路にスロープが設置されることで、段差が解消されている学校の割合</p> <p>※多目的トイレ：全国の公立小中学校を対象として、少なくとも1か所の多目的トイレが整備されている学校の割合</p> <p>※エレベーター：全国の公立小中学校を対象として、少なくとも1基のエレベーターが整備されている学校の割合</p> <p>※すべて校舎、体育館について共通</p> <p>※エレベーターの達成目標は、段階的に整備を行う観点から設定</p>	
--	--	--	--	---	--

			<p>現状：36.8%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成目標の変更 100%（令和12年度） → 95.0%（令和7年度）</p> <p>エレベーター 現状：66.0%（令和2年度） 中長期の目標：80.0% 本対策による達成目標の変更 80.0%（令和12年度）→75.0%（令和7年度）</p>	<p>※目標の期間については、学校設置者の負担も生じることから、対策の取組状況・進捗を定期的に把握しつつ、見直しを行う予定</p>	
30-2	<p>公立小中学校、私立学校、私立専修学校施設の防災機能強化等対策（私立学校施設）</p>	<p>私立学校施設の防災機能強化を支援する。</p>	<p>避難所として利用が見込まれる私立学校施設について、必要となるバリアフリーを含む防災機能を確保することにより、災害時の児童生徒等のみならず地域住民の安全を確保し、良好な避難生活が送れるようにする。また、避難所として利用される場合において、地域住民等の避難者の安全を確保する。</p> <p>私立の高校等の学校施設 2,380校のバリアフリー化の実施率</p> <p>エレベーター又はスロープ若しくはその両方を整備している学校の割合 現状：62.5%（平成31年4月1日） 中長期の目標：指定避難所や指定緊急避難場所への指定や帰宅困難者等の受入れ施設への登録がなされ、災害発生時に避難所として使用が見込まれる私立学校施設^(注)については100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度</p> <p>多目的トイレを整備している学校の割合 現状：61.2%（平成31年4月1日） 中長期の目標：指定避難所や指定緊急避難場所への指定や帰宅困難者等の受入れ施設への登録がなされ、災害発生時に避難所として使用が見込まれる私立学校施設^(注)に</p>	<p>私立の小学校から大学までの避難所等として利用が見込まれる学校施設^(注)のエレベーターの今後の整備校数 達成目標 高校等：約1,070校 大学等：約110校 ※加速化前はそれぞれ約830校、約90校</p> <p>私立の小学校から大学までの私立の小学校から大学までの避難所等として利用が見込まれる学校施設の多目的トイレの今後の整備校数 達成目標</p>	<p>文部科学省</p>

			<p>については100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年</p> <p>※高校等は小・中・義務・高・中等・特支、大学等は高専・短大・大を指す。 注：このうち整備が必要と認められる学校施設。</p>	<p>高校等：約1,100校 大学等：約110校 ※加速化前はそれぞれ約860校、約90校</p>	
30-3	公立小中学校、私立学校、私立専修学校施設の防災機能強化等対策（私立専修学校施設）	私立学校施設（専修学校分）の防災機能強化を支援する。	<p>避難所として利用が見込まれる私立学校施設について、必要となる機能を確保することにより、災害時の生徒等のみならず地域住民の安全を確保し、良好な避難生活が送れるようにする。</p> <p>避難所として指定される専修学校における各種防災機能（備蓄倉庫・防災倉庫の設置、防火水槽・貯水槽・井戸の設置、屋外便所の設置、外階段等の避難経路）を有する学校の割合 現状：86%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和10年度 → 令和7年度</p>	同左	文部科学省
31	災害時に備えた需要家側における燃料備蓄対策	避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進するため、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援する。	<p>災害救助法適用市町村において、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業で自衛的備蓄を行った施設が、当該備蓄を活用して機能を維持する。</p> <p>避難所等の社会的重要なインフラに整備された燃料タンク等の数 現状：856件（令和元年度末） 中長期の目標：2,600件（令和7年度） 本対策による令和4年度末までの整備数の向上 1,044件 → 1,220件</p>	同左	経済産業省
32	天然ガス利用設備による災害時の強靱性向上	近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済活動や市民生活環境に甚大な影	災害時に機能を維持する必要性のある施設に天然ガス利用設備を導入等することで、社会経済活動や市民生活環境の維持・継続に貢献する。		経済産業省

	対策	響が及ぶ事態が生じている。 このため、災害時にも対応可能な 停電対応型の天然ガス利用設備 の導入等を支援し、停電時の避難 所等の強靱性の向上等を図る。	停電対応型の天然ガス利用設備の導入等を行った避難施設等 の箇所数 現状：1,358箇所（令和元年度） 中長期の目標：2,580箇所（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 1,932箇所 → 2,580箇所（令和7年度）	同左	
33	地方公共団 体に対する 国有財産を 活用した廃 棄物仮置き 場や避難場 所の確保等 支援対策	地方公共団体が、台風等の襲来に 備え、避難場所や廃棄物仮置き場 の確保等を図る場合に、国有財産 （未利用国有地や宿舍等）を無償 で提供する。	地方公共団体にとっては、発災前に迅速に廃棄物仮置き場の 場所を定める、宿舍を避難場所に指定すること等によって、 前広に災害対策を行うことができる。これにより、地方公共 団体が災害対策を講じる際の混乱を軽減し、復旧事務の円滑 化・住民の前もっての避難により地方公共団体の災害対策を 支援する。 令和7年度までのできるだけ早い時期に、約500haの未利用 国有地等を、地方公共団体が災害対策を行う場合に、地方公 共団体からの要請に応じて事前に無償で貸し付けることなど ができるように準備する。	同左	財務省
34-1	警察におけ る災害対策 に必要な資 機材に関す る対策	災害時における救出救助、行方不 明者の捜索、被災者の安全確保等 の警察活動を適切に行うため、災 害対策に必要なフルボディハー ネス等の災害対策資機材や発動 発電機の整備を行う。	災害対策に必要なフルボディハーネス等の災害対策資機材や 発動発電機を整備することにより、災害時における救出救 助、行方不明者の捜索、被災者の安全確保等の警察活動に必 要な災害対処能力を確保する。 全47都道府県における災害対策に必要な資機材（広域緊急 援助隊が高所において救出救助活動を行う際に必要なフルボ ディハーネス約5,000式等）の更新整備率 現状：100%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度 全47都道府県における災害対策に必要な資機材（広域緊急 援助隊が削岩機等を用いて救出救助活動を行う際に必要な防 振手袋約5,000式等）の新規整備率 中長期の目標：100%	同左	警察庁

			<p>本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p> <p>大規模水害等発生時における警察署等の災害警備活動の維持に必要な資機材の整備率 現状：60%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策（発動発電機約200式を整備）により、令和4年度に達成</p>		
34-2	警察機動力の確保に関する対策	災害発生時における被災地での警察活動（被災者の避難誘導・救出救助、被災地の治安及び交通安全の確保等）を迅速かつ的確に実施するため、警察機動力の中核となる警察用航空機、車両及び船舶の整備を行う。	<p>警察用航空機、車両及び船舶の整備を行い、警察機動力を確保することにより、災害発生時における被災地での迅速かつ的確な警察活動（被災者の避難誘導・救出救助、被災地の治安及び交通安全の確保等）を確保する。</p> <p>警察用航空機82機、船舶148隻の更新整備率 現状：100%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和7年度）</p> <p>老朽化した警察用車両の更新整備数 中長期の目標：約19,000台（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 約12,500台→約19,000台（令和7年度）</p>	同左	警察庁
34-3	警察施設の耐災害性等に関する対策	災害発生時に被災地での警察活動（被災者の避難誘導・救出救助、被災地の治安及び交通安全の確保等）の中核拠点となる警察施設の機能を確保するため、警察施設の耐震改修や建て替え等を行う。	<p>警察施設の耐震改修や建て替え等を行い、警察施設の耐災害性の強化を図ることで災害発生時においても警察活動（被災者の避難誘導・救出救助、被災地の治安及び交通安全の確保等）の中核拠点となる警察施設の機能を維持し、迅速かつ的確な警察活動を確保する。</p> <p>災害発生時に警察活動の中核拠点となる都道府県警察本部（51庁舎）・警察署（1,153署）の耐震化率 現状：96.5%（令和元年度） 中長期の目標：98.0%（令和7年度）</p>	同左	警察庁

			<p>災害発生時に警察活動の中核拠点となる機動隊庁舎のうち老朽化（令和7年度までに建築年数50年以上経過）した庁舎（10隊）の建て替え・長寿命化率 現状：10%（令和2年度） 中長期の目標：60%以上（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 40%以上 → 60%以上（令和7年度）</p>		
34-4	警察情報通信設備等に関する対策	<p>災害対策に必要な通信を迅速かつ的確に確保し、災害時における避難誘導、被害状況の把握、被災者の救出救助活動等の警察活動を確保するため、警察情報通信設備等について、経年劣化等の観点から更新・改修を行う。</p>	<p>災害対策に必要な通信を迅速かつ的確に確保することにより、災害時における避難誘導、被害状況の把握、被災者の救出救助活動等の警察活動を確保する。</p> <p>令和3年度を基準として、設置年数50年を経過した無線中継所の更新・改修 中長期の目標：11箇所 本対策による達成年次の前倒し 令和8年度 → 令和7年度</p> <p>令和4年度以降において、耐用年数を超過した警察電話用交換装置の更新・改修対象都道府県数 中長期の目標：全47都道府県 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p> <p>令和4年度以降において、耐用年数を超過した衛星通信システムの更新・改修対象都道府県数 中長期の目標：全47都道府県 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p> <p>令和4年度以降において、耐用年数を超過したヘリコプターテレビシステムの更新・改修数 中長期の目標：41式 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p>	同左	警察庁

35	大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策	近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害や切迫化する南海トラフ地震などの大規模災害等に備えるとともに、緊急消防援助隊の車両・資機材の老朽化を踏まえて、被害状況を早期に把握するための国と地方自治体の情報共有体制の強化、新型コロナウイルス感染症対策を講じた応援力の強化など、大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の車両・資機材の適切な整備を行う。	<p>緊急消防援助隊の車両・資機材の整備を行い、災害対応能力の向上を図る。</p> <p>緊急消防援助隊の車両・資機材のうち特に整備するもの 中長期の目標：110 車両・資機材程度 拠点機能形成車 10 台 情報収集活動用ドローン 37 台 映像伝送装置 54 台 緊急消防援助隊動態情報システム更新 1 式 特別高度工作車 12 台 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 7 年度</p>	同左	総務省
36	NBC 災害等緊急消防援助隊充実強化対策	土砂・風水害、震災等に伴う NBC 災害等の特殊災害への対応体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の車両・資機材の老朽化を踏まえ、適切な整備を行う。	<p>全国に配備している NBC 災害即応部隊（54 部隊）の老朽化した資機材を最新の知見に基づき適切に整備し、災害対応能力の向上を図る。また、全国の緊急消防援助隊に配備している放射線防護資機材の更新及び新たに登録された部隊への追加配備を行い、災害対応能力の向上を図る。</p> <p>NBC 災害即応部隊 54 部隊全体の老朽化した NBC 災害対応資機材を最新の知見に基づき整備 中長期の目標：54 部隊 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 7 年度</p> <p>全国の緊急消防援助隊に配備している放射線防護資機材のうち特に整備するもの 中長期の目標 全面マスク 8,724 個 個人警報線量計 740 個 γ線・X線用線量率計 148 個 中性子線用線量率計 148 個 表面汚染検査計 148 個 本対策による達成年次の前倒し</p>	同左	総務省

			令和12年度 → 令和7年度		
37	大規模災害等航空消防防災体制充実強化対策	大規模災害等発生時、国として緊急消防援助隊の迅速な出動指示やその後の部隊運用を円滑に行うため、国としての被災地への迅速な職員派遣や被害状況の早期把握のための航空消防防災体制の充実強化を図るとともに、国と連携した災害対応能力の向上と運航の安全性向上を図るため、現場の救助活動などで活用される消防防災ヘリコプターの航空機・資機材の整備を行う。	<p>緊急消防援助隊の航空機・資機材を整備し、災害対応能力の向上を図る。</p> <p>大規模災害時の航空消防防災体制の充実強化を図るため、特に整備すべき航空機・資機材</p> <p>現状：航空小隊74隊（令和2年12月1日）</p> <p>中長期の目標：航空小隊80隊程度</p> <p>本対策による達成年次の前倒し</p> <p>令和7年度以降 → 令和7年度</p>	同左	総務省
38	地域防災力の中核を担う消防団に関する対策	消防団の災害対応能力の向上のため、消防団が使用する車両・資機材の充実・強化を図る。	<p>車両・資機材の配備による消防団の災害対応能力の向上により、地域住民の安全の確保を図る。</p> <p>特に風水害に対応した十分な車両・資機材を備え救助活動等を行える消防団の割合※</p> <p>現状：未調査（令和3年度より調査）</p> <p>中長期の目標：100%</p> <p>本対策による達成年次の前倒し</p> <p>令和7年度以降 → 令和7年度</p> <p>※消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）において定める、地域特性を勘案した数や地域の実情に応じて必要な数、分団等ごとに必要と認められる数量を備える消防団の割合</p>	同左	総務省
39-1	自衛隊の飛行場施設等の資機材等対策	災害を含むあらゆる事態において、自衛隊の使用する飛行場施設等をはじめとするインフラ基盤の強靱性を強化するため、飛行場施設等の復旧・活用等に必要な資機材等の取得について、中長期的	<p>自衛隊の各種活動を支える行動基盤である飛行場施設等をはじめとするインフラ基盤の強靱性を強化することで、今後中長期に発生しうる各種災害に対して、自衛隊の円滑な任務遂行を確保する。</p> <p>飛行場施設等の資機材等の整備率</p>		防衛省

		かつ継続的に整備し、自衛隊の安定的な運用を確保する。	現状：0%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度	同左	
39-2	自衛隊のインフラ基盤強化対策	災害を含むあらゆる事態において、自衛隊の使用する飛行場施設・港湾施設等をはじめとするインフラ基盤の強靱性を強化するため、点検を実施の上、自衛隊の飛行場施設・港湾施設等の更なる施設機能強化について、中長期的かつ継続的に実施し、自衛隊の安定的な運用を確保する。	自衛隊の各種活動を支える行動基盤である飛行場施設・港湾施設をはじめとするインフラ基盤を整備し、施設機能強化することで、今後発生しうる各種災害に対して、自衛隊の円滑な任務遂行を確保することが可能となり国民の生命・身体財産を守ることに繋がる。 全国の駐屯地・基地を対象の点検結果を踏まえた、インフラ基盤の強化の整備着手率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和25年度 → 令和8年度	全国の駐屯地・基地を対象の点検結果を踏まえた、インフラ基盤の施設強化の整備着手率 達成目標：85%	防衛省
39-3	自衛隊施設の建物等の強化対策	部隊運用の基盤となる自衛隊施設を安定的に維持するため、3カ年緊急対策も踏まえ再点検を実施の上、自衛隊施設の建物等の耐震化対策、老朽化対策を始め対災害性能の強化に繋がる事業を実施する。	自衛隊の各種活動を支える行動基盤である建物等の自衛隊施設を整備する事で、対災害性能を強化し、今後発生しうる各種災害に対して、自衛隊の円滑な任務遂行を確保することが可能となり国民の生命・身体財産を守ることに繋がる。 全国の駐屯地・基地を対象の点検結果を踏まえた、自衛隊施設の強化の整備着手率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和25年度 → 令和8年度	全国の駐屯地・基地を対象の点検結果を踏まえた、自衛隊施設の強化の整備着手率 達成目標：91%	防衛省
40	自治体庁舎等における非常用通信手段の確保対策	災害発生時に地上通信網が途絶した際に外部と連絡を取るため、衛星通信を用いた非常用通信手段を確保する。	都道府県・市町村等に対して衛星通信を用いた非常用通信手段の確保を働きかけるとともに、技術情報の提供を通じて整備を促進し、地域衛星通信ネットワークの第3世代システムを始めとした衛星通信機器を全市町村・消防本部に導入する。 衛星通信による非常用通信手段を整備した市町村・消防本部数（対象2,467団体） 現状：93.3%（令和2年2月）		総務省

			<p>中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p>	同左	
41	住民等への情報伝達手段の多重化・多様化対策	防災行政無線等の整備や戸別受信機の導入促進、放送波を用いた情報伝達手段等の新技術の検討等により、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。	<p>災害情報手段のアドバイザー派遣や技術的ガイドラインの作成、各種会議での周知等により、市町村における災害情報伝達手段の整備を促進する。</p> <p>防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備率(対象1,741団体) 現状：86.6% (平成31年3月) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和25年度以降 → 令和7年度</p>	<p>防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備率 達成目標：100%</p>	総務省
42	消防指令システムの高度化等に係る対策	消防本部間の連携を強化し災害時における消防本部の活動をより一層円滑化・高度化させるため、消防指令システムの高度化等に向け、外部システムとの連携等のための環境整備として、データの出入り口(標準インターフェイス)を構築する。	<p>消防指令システムの標準インターフェイスについて、消防庁において標準仕様書を策定し、実証事業等を実施する。実証結果を踏まえ各消防本部における導入を推進する。</p> <p>消防指令システムの標準インターフェイスの検討状況 中長期の目標：標準インターフェイスに関する標準仕様書の策定 本対策により、標準仕様書の策定に加え、標準仕様書に基づいた社会実装に資する試作物の構築を令和5年度までに完成</p>	同左	総務省
43	災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等対策	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備、受変電設備改修等を実施する。	<p>緊急性の高い災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の電力の確保等対策を完了させ、円滑な災害応急対策活動の実施を実現する。</p> <p>災害応急対策の活動拠点となる官庁施設における電力確保等のための対策の実施率(令和元年度時点で対策が必要な災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎等162施設のうち、対策済みの施設の割合) 現状：56% (令和元年度) 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し</p>	<p>災害応急対策の活動拠点となる官庁施設における電力確保等のための対策の実施率(令和元年度時点で対策が必要な災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎等162施設のうち、対策済みの施設の割合) 達成目標：75%</p>	国土交通省

			令和 62 年度 → 令和 41 年度	※75%達成年度は令和 28 年度→令和 7 年度に前倒し	
44	休廃止鉱山 鉱害防止等 工事に関する 対策	休廃止鉱山からの重金属漏出による水質の汚濁、農用地の汚染等による健康被害、農作物被害、漁業被害等を防止するため、地方公共団体等による鉱害防止工事等のうち、特に緊急性の高い事業に対して補助を行う。	<p>鉱山集積場及び重点坑道対策工事の対策（集積場の安定化、排水基準等管理基準の遵守）を実施することにより、農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止する。</p> <p>鉱山集積場の耐震化工事及び重点坑道対策工事の実施件数 〈集積場〉 現状：17 件 中長期の目標：34 件 本対策による 4 集積場の達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 7 年度</p> <p>〈重点坑道〉 現状：0 件 中長期の目標：1 件 本対策による達成年次の前倒し 令和 9 年度 → 令和 6 年度</p>	<p>鉱山集積場の耐震化工事を実施する 集積場 達成目標：21 件</p> <p>重点坑道対策工事を実施する坑道 達成目標：1 件</p>	経済産業省
45	防災・減災 の基盤となる 地籍調査 重点対策	激甚化・頻発化する豪雨災害等を踏まえ、今後土砂災害等が発生する可能性が高いエリア（土砂災害特別警戒区域等）のうち、人家や重要インフラへの影響が大きいなど特に緊急性が高い地域において地籍調査を実施する。	<p>地籍調査の実施により土地境界を明確化することで、災害対策に必要なインフラの整備を円滑化するとともに、災害からの復旧・復興に必要な事業への迅速な着手を可能とする。</p> <p>今後土砂災害等が発生する可能性が高いエリアのうち、土砂災害特別警戒区域等の特に緊急性が高い地域を対象とした地籍調査の実施面積 現状：－（未実施地域を対象） 中長期の目標：540 km² 本対策による達成年次の前倒し 令和 11 年度 → 令和 7 年度</p>	<p>今後土砂災害等が発生する可能性が高いエリアのうち、土砂災害特別警戒区域等の特に緊急性が高い地域を対象とした地籍調査の実施面積 達成目標：540 km²</p>	国土交通省

46	グリーンインフラを活用した防災・減災対策	グリーンインフラの社会実装を加速化させるため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（R2.3創設）」において、防災・減災等に資するグリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究等を推進するとともに、雨水の貯留浸透機能等の高いグリーンインフラの創出・保全等災害の低減に資する取組を支援する。	<p>官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かしたグリーンインフラの整備等により、都市型水害等の低減を図る。</p> <p>全国の主要都市（30都市を想定）における防災・減災に資するグリーンインフラの取組み実施率 現状：10%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和11年度 → 令和8年度</p> <p>グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数 現状：3自治体（令和元年度） 中長期の目標：70自治体 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度</p>	<p>全国の主要都市（30都市を想定）における防災・減災に資するグリーンインフラの取組み実施率 達成目標：90%</p> <p>グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数 達成目標：70自治体</p>	国土交通省
47	指定管理鳥獣捕獲等に関する対策	森林等における植生の食害等による表土流出や生態系等への被害をもたらす指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）について、都道府県等が捕獲等を実施する。	<p>平成25年度に農林水産省と共同で策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」により、ニホンジカ・イノシシの個体数を令和5年度までに半減（平成23年度比）することを目指すことにより、自然環境を保全し、自然生態系が有する防災・減災機能が維持される。</p> <p>ニホンジカの生息数 現状：約320万頭（平成30年度推定値） 中長期の目標：約120万頭 本対策による達成目標の変更 約152万頭（令和5年度） → 約120万頭（令和7年度）</p> <p>イノシシの生息数 現状：約98万頭（平成30年度推定値） 中長期の目標：約50万頭を維持 本対策による達成目標の変更</p>	同左	環境省

			<p>令和5年度までに約50万頭まで減少させ、令和6年度以降は生息数の増加を抑制し、約50万頭を維持</p> <p>※イノシシについては、令和5年度までに生息数を約50万頭まで減少させるが、自然増加率が高く（約1.7倍）、1年間で生息数が急激に増加する可能性があることから、本事業により生息数の増加を抑制し、令和6年度以降も約50万頭を維持。</p>		
48	高濃度 PCB 処理施設に関する対策	高濃度 PCB 処理施設の設備等の補修・改修等、施設の確実かつ速やかな原状回復を進める等の対策を実施する。	<p>全ての JESCO 高濃度 PCB 処理施設において補修・改修等の事業を実施し、また速やかな原状回復を進めることで、高濃度 PCB 廃棄物処理事業の安全・安心が確保される。</p> <p>今後新たに補修等が必要となる JESCO 高濃度 PCB 処理施設計6施設の補修・改修等実施率 中長期の目標：100%（令和7年度末） 本対策による新たな達成目標の設定 40%（令和3年度末）、80%（令和5年度末）</p>	同左	環境省
49	PCB 早期処理に向けた対策	PCB 廃棄物の掘り起こし調査に係る都道府県・政令市への支援や PCB 廃棄物を保管しているおそれのある事業者に対する周知等を行う。	<p>全ての都道府県・政令市における PCB 廃棄物の掘り起こし調査の支援や PCB 廃棄物を保管しているおそれのある事業者に対する周知等により、PCB 廃棄物の全量把握・全量処理を実施する。</p> <p>今後新たに PCB 廃棄物の掘り起こし調査の支援等を実施する都道府県・政令市※の数 中長期の目標：127 自治体 本対策による達成年次の前倒し 令和8年度 → 令和7年度</p> <p>※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき政令で定める市を指す</p>	同左	環境省
50	放射線監視体制の機能維持に関する強化対策	近年、頻発化・激甚化する災害の発生に備えるために、放射線監視体制を維持するためのモニタリングポスト等、老朽化した資機材	令和元年の台風19号と同様の災害が発生した際も、放射線監視体制が維持される。		環境省

	の更新に関する強化対策を実施する。	空間放射線量率の継続測定をするための空間放射線量率計（低線量計、高線量計、可搬型モニタリングポスト、電子線量計）等の更新・整備率 中長期の目標：全体の2割程度を更新・整備（主な対象機器約360基を5年で更新） 本対策による達成年次の前倒し 令和10年度 → 令和7年度	同左	
--	-------------------	---	----	--

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況（令和7年度）	府省庁名
51	高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策	発災後概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般車両の通行を確保することを目標として、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進する。	高規格道路約2万kmのミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等により、発災後概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般車両の通行を確保する。 高規格道路のミッシングリンク（令和元年度時点：約200区間）改善率 ※改善：全線または一部区間供用。 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和25年度 → 令和23年度 高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間（約880km）の事業着手率 現状：約13%（令和元年度） 中長期の目標：100%	高規格道路のミッシングリンク（令和元年度時点：約200区間）改善率 達成目標：約30% 高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間（約880km）の事業着手率 達成目標：約47%	国土交通省
52	道路の法面・盛土の土砂災害防止対策	道路の法面や盛土において、レーザープロファイラ調査等の高度化された点検手法等により新たに把握された災害リスク等に対し、豪雨による土砂災害等の発生を防止するため、法面・盛土対策を推進する。	緊急輸送道路において、土砂災害の危険性がある箇所に対する道路法面・盛土対策の実施により、土砂災害等の発生を防止する。 緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所（約33,000箇所）の整備率 現状：約55%（令和元年度） 中長期の目標：100%	緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所（約33,000箇所）の整備率 達成目標：約73%	国土交通省

			本対策による達成年次の前倒し 令和 38 年度 → 令和 36 年度		
53	道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策	津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直轄国道の高架区間等を緊急避難場所として活用するための避難施設の整備を推進する。	道路高架区間等を津波等からの避難場所として活用するための施設整備により、津波等発生時の住民の避難場所を確保する。 緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所（約 800 箇所）の避難施設の整備率 現状：約 27%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 14 年度 → 令和 7 年度	同左	国土交通省
54	市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策	電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路において、道路閉塞等の被害を防止する無電柱化を実施する。	電柱倒壊による社会的影響が大きい市街地等の緊急輸送道路において、電柱倒壊による道路閉塞を未然に防ぎ、大規模災害時の被害の軽減を図るとともに、救急救命・復旧活動に必要な交通機能を確保する。 電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路（約 20,000km）における無電柱化着手率 現状：約 38%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 44 年度 → 令和 41 年度	電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路（約 20,000km）における無電柱化着手率 達成目標：約 52%	国土交通省
55	渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策	通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の災害リスクに対し、橋梁・道路の洗掘・流失対策や橋梁の架け替え等を推進する。	緊急輸送道路において、被災時に通行止めが長期化する渡河部の橋梁や河川隣接区間等、災害リスクが存在する箇所に対し、リスク要因を除去する橋梁・道路の洗掘・流失対策や橋梁の架け替え等の対策の実施により、橋梁流失や道路流失を防止する。 緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所（約 1,700 箇所）の整備率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 23 年度 → 令和 22 年度	緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所（約 1,700 箇所）の整備率 達成目標：約 28%	国土交通省

56	信号機電源付加装置の更新・整備に関する対策	災害発生時においても安全で円滑な交通を確保し、避難路や緊急交通路を確保するため、信号機電源付加装置の更新・整備を行う。	信号機電源付加装置の更新・整備により、災害時における各都道府県の主要幹線道路や災害応急対策の拠点に連絡する道路等における信号機の滅灯を防止する。 信号機電源付加装置の整備数（令和3年度以降） 中長期の目標：約2,000台 本対策による達成年次の前倒し 令和8年度 → 令和7年度	同左	警察庁
57	老朽化した信号機等の交通安全施設等の更新に関する対策	災害時における避難路や緊急交通路を確保するため、老朽化した信号機等の交通安全施設等を計画的に更新・整備する。	老朽化した信号機等の交通安全施設等を計画的に更新・整備することにより、これらの信号機の機能停止を予防し、災害時における避難路や緊急交通路を確保する。 老朽化した信号機の整備数（令和3年度以降） 中長期の目標：45,000基（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 43,000基（令和8年度）→45,000基（令和7年度）	同左	警察庁
58-1	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策	橋脚・橋台の基礎部分の補強、橋梁の架替えにより、豪雨による橋梁の流失・傾斜を防止する。 異常検知システムの導入により、橋梁に傾斜等が発生した場合の列車の進入を防止する。	既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策を完了することにより、鉄道の耐災害性を強化する。 既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策の完了率（対象約150橋梁） 現状：33%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和41年度 → 令和14年度	既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策の完了率（対象約150橋梁） 達成目標：85%	国土交通省
58-2	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊対策	法面防護工や落石防止工等を実施することで、豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊を防止する。	既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面の崩壊防止対策を完了することにより、鉄道の耐災害性を強化する。 既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面（約1,200箇所）の崩壊防止対策の完了率 現状：16%（令和2年度） 中長期の目標：100%	既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面（約1,200箇所）の崩壊防止対策の完了率 達成目標：85%	国土交通省

			本対策による達成年次の前倒し 令和41年度 → 令和14年度		
59	地下鉄、地下駅、電源設備等の浸水対策	止水板、防水扉等の設置により、地下駅等出入口等の浸水被害を防止する。 電源設備等の移設や止水板、防水扉等の設置により、電源設備等の浸水被害を防止する。	既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策を完了することにより、鉄道の耐災害性を強化する。 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等（地下駅出入口等：約510箇所、電気設備等：約190箇所）の浸水防止対策の完了率 現状：40%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和27年度 → 令和21年度	既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等（地下駅出入口等：約510箇所、電気設備等：約190箇所）の浸水防止対策の完了率 達成目標：70%	国土交通省
60	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷対策	柱、基礎等の耐震補強を実施することで、大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷を防止する。	首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化を完了することで、鉄道の耐災害性を強化する。 首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率（対象駅：約2,100駅、高架橋柱等：約370,000本） 現状：97.4%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和4年度	首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率（対象駅：約2,100駅、高架橋柱等：約370,000本） 達成目標：100%（令和4年度）	国土交通省
61-1	港湾の耐災害性強化対策（地震対策）	3か年緊急対策や最新の地震被害想定等を踏まえ、港湾施設の耐震化等を行うことにより、大規模地震発生時においても国民生活・経済を支える海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送機能の確保を早期に実現する。	大規模地震発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、背後の道路網とも連携して重要な施設（岸壁、臨港道路等）が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。 大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワーク（約400ネットワーク）のうち、発災時に使用可能なものの割合 現状：33%（令和2年度） 中長期の目標：概ね90% 本対策による達成年次の前倒し	大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワーク（約400ネットワーク）のうち、発災時に使用可能なものの割合 達成目標：47%	国土交通省

			令和 32 年度 → 令和 31 年度		
61-2	港湾の耐災害性強化対策（高潮・高波対策）	令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等で発生した想定外の波浪等による浸水被害や施設損壊等を踏まえ、高潮・高波対策を推進することにより、頻発化・激甚化する台風等による東京湾をはじめとする重要な港湾施設の被害の軽減を図り、海上交通ネットワークを維持する。	近年の台風等を踏まえて見直した設計沖波等により想定される高潮・高波の発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、重要な施設（岸壁、臨港道路等）が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。 海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある約 100 港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 32 年度 → 令和 31 年度	海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある約 100 港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合 達成目標：14%	国土交通省
61-3	港湾の耐災害性強化対策（走錨対策）	令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港湾における船舶の避難に必要な水域を確保し、来襲する台風から海上交通ネットワークを守る。	想定される暴風の発生時に、海上交通ネットワークの維持の観点から、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、走錨事故を防止する。 船舶の避泊水域を確保する必要がある約 50 港湾のうち、暴風時の安全な避難泊地の確保を実現した割合 現状：17%（令和 2 年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 32 年度 → 令和 27 年度	船舶の避泊水域を確保する必要がある約 50 港湾のうち、暴風時の安全な避難泊地の確保を実現した割合 達成目標：42%	国土交通省
61-4	港湾の耐災害性強化対策（埋塞対策）	令和 2 年 7 月豪雨において、漂流物により航路が埋塞したことを踏まえ、豪雨による大規模出水時等に船舶が安全に港湾に到達できるよう、浚渫を行うとともに漂流物回収を含めた体制を強化し、海上交通ネットワークを維持する。	海上交通ネットワークの維持の観点から、大規模出水時の土砂・漂流物による航路・泊地の埋塞により長期間にわたり船舶が航行できない事態を防止する。 埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路（約 60 箇所）のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 32 年度 → 令和 29 年度	埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路（約 60 箇所）のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合 達成目標：11%	国土交通省

62	走錨事故等 防止対策	重要施設周辺海域、特定港及び船舶がふくそうする海域等に監視カメラやレーダーを設置し、海域監視体制の強化を図り走錨等に起因する重大事故を未然に防止する。	重要施設周辺海域、特定港及び船舶交通がふくそうする海域等において、海域監視体制の強化に係る整備を行い、人流・物流を停滞させるような重大事故を未然に防止する。 海域監視が可能なカメラやレーダー等の整備が必要な船舶通航信号所等（45 箇所）の整備率 現状：22%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和6年度	同左	国土交通省
63-1	航路標識の耐災害性強化対策（海水浸入防止対策）	航路標識の基礎部や外壁等に海水等が浸入する環境を遮断することによりコンクリートの劣化及び内部の鉄筋やアンカーボルトの腐食を防ぎ航路標識の倒壊を防止する。（重度劣化した航路標識の対策）	海水等が浸入する塩害により倒壊の蓋然性が高い航路標識に対し、海水浸入防止対策を講じることで、倒壊事故を未然に防止し、船舶交通の安全を確保し人流・物流の途絶を防止する。 海水浸入防止対策が必要な航路標識（461 箇所）の整備率 現状：72%（令和2年度末） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度	同左	国土交通省
63-2	航路標識の耐災害性強化対策（電源喪失対策）	予備電源を整備又は改修する電源喪失対策を図ることで長期停電による航路標識の消灯等を防止する。	主要な灯台や船舶通航信号所等に対し、予備電源の整備又は改修を実施し、長期停電中においても航路標識の運用を継続することで、船舶交通の安全を確保するとともに、海上輸送による人流・物流の途絶を防止する。 電源喪失対策が必要な航路標識（103 箇所）の整備率 現状：20%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度	電源喪失対策が必要な航路標識（103 箇所）の整備率 達成目標：90%	国土交通省

63-3	航路標識の耐災害性強化対策（監視体制強化対策）	航路標識の状態（消灯、移動、流失等）を的確に把握するための監視装置を整備することで、自然災害時等における情報提供体制を強化する。	航路標識に事故などが発生した際、通航船舶等に即時に情報提供できるよう浮標などをはじめとした航路標識に対し、監視装置を導入することで、船舶交通の安全を確保するとともに、海上輸送による人流・物流の途絶を防止する。 監視装置の導入が必要な航路標識（1,638箇所）の整備率 現状：16%（令和2年度） 中長期の目標：100%（令和12年度） 本対策による令和7年度の達成目標：59%→61%	監視装置の導入が必要な航路標識（1,638箇所）の整備率 達成目標：61%	国土交通省
63-4	航路標識の耐災害性強化対策（信頼性向上対策）	航路標識に使用している機器等について、災害等における安定運用が可能な機器等への換装を実施する。	航路標識の信頼性向上及び安定運用を図るため、災害等に強い機器等を整備することで、船舶交通の安全を確保するとともに、海上輸送による人流・物流の途絶を防止する。 災害時でも信頼性向上及び安定運用を図るため、災害に強い機器等（817箇所）の整備率 現状：22%（令和2年度） 中長期の目標：100%（令和12年度） 本対策による令和7年度の達成目標：64%→83%	災害時でも信頼性向上及び安定運用を図るため、災害に強い機器等（817箇所）の整備率 達成目標：83%	国土交通省
64-1	空港の耐災害性強化対策（護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策）	高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、護岸の嵩上げや排水機能の強化を実施する。	護岸の嵩上げや排水機能の強化により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止する。 護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合（対象23空港） 現状：26%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和11年度	護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合（対象23空港） 達成目標：87%	国土交通省
64-2	空港の耐災害性強化対策（滑走路等の耐震対策）	地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施する。	滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とする。 滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能と	滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点	国土交通省

			なる空港の割合（対象 23 空港） 現状：70%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 11 年度	機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合（対象 23 空港） 達成目標：87%	
64-3	空港の耐災害性強化対策（空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策）	高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、電源設備への止水扉設置等による浸水対策を実施する。	電源設備への止水扉設置等による浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水を防止する。 電源設備への止水扉設置等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水の防止が可能となる空港の割合（対象 95 空港） 現状：73%（令和 2 年度） 中長期の目標：100%（可能な限り早期） 本対策による新たな達成目標の設定 85%（令和 7 年度）	同左	国土交通省
64-4	空港の耐災害性強化対策（空港ターミナルビルの吊り天井の安全対策）	地震により落下等の可能性が懸念されるターミナルビルの吊り天井について、所要の安全対策を実施する。	ターミナルビル吊り天井の安全対策により、地震によるターミナルビル吊り天井の落下事故を防止する。 ターミナルビル吊り天井の安全対策により、地震による吊り天井の落下事故の防止が可能となる空港の割合（対象 95 空港） 現状：64%（令和 2 年度） 中長期の目標：100%（可能な限り早期） 本対策による新たな達成目標の設定 75%（令和 7 年度）	同左	国土交通省
64-5	空港の耐災害性強化対策（空港無線施設等の電源設備等の浸水対策）	高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、電源設備への止水扉設置等による浸水対策を実施する。	電源設備への止水扉設置等による浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水を防止する。 電源設備への止水扉設置等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水の防止が可能となる空港の割合（対象 95 空港） 現状：76%（令和 2 年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成時期の前倒し※	同左	国土交通省

			可能な限り早期 → 令和7年度 ※地方自治体が現段階（令和2年10月時点）で公表している浸水想定により、対策が必要な空港を対象とする。		
64-6	空港の耐災害性強化対策 （空港BCPの実効性強化対策）	災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定された対応計画（「A2-BCP」）に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による対応計画の実効性の強化に努める。	災害時を想定した空港関係者等と連携した対応訓練の実施等により、対応計画の恒常的な実効性の強化を図る。 「A2-BCP」に基づく訓練等の毎年度8月までの実施率（全95空港） 現状：70%（令和2年8月） 中長期の目標：100%（毎年度） 本対策による達成時期の前倒し 毎年度 → 毎年度8月まで	同左	国土交通省
65	送電網の整備・強化対策	エネルギー供給強靱化法が2020年6月に成立したことを受け、国や電力広域的運営推進機関が率先して策定する送電網のマスタープランや、新しい託送料金制度に基づき、一般送配電事業者を中心として、送電網の強化に必要な投資を行う。	送電網が強靱化され、電力の安定供給が確保される。 激甚化する災害などに対応して、送電網を一般送配電事業者等が整備することで、日本における平均停電時間が、過去5年の最小値（約16分/年）を下回することを目指す。 （本対策の実施以前の目標） 日本における平均停電時間が、過去5年の中央値（約20分/年）を下回することを目指す。	同左	経済産業省
66	災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策	避難施設等として位置づけられた公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。	再生可能エネルギー設備等の導入により、避難施設・防災拠点を災害・停電時にも機能発揮が可能にすることで、被災者の負担等を軽減する。 災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数 中長期の目標：1,000箇所（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 800箇所 → 1,000箇所（令和7年度）	同左	環境省
67	製油所等のレジリエンス強化対策	緊急時にも石油製品の安定供給を確保できるよう、石油精製・元売各社が取り組む製油所等の強	特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強靱化対策を実施し、製油所の災害対応能力を強化することで、特別		経済産業省

		<p>靱化対策を支援する。</p>	<p>警報級の大雨や高潮等の発生時にも石油製品を安定的に供給できるようにする。</p> <p>特別警報級の大雨や高潮等の新たな事象を想定した強靱化対策を実施し、災害対応能力の強化を図る製油所の箇所数 中長期の目標：12箇所（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 10箇所 → 12箇所（令和7年度）</p>	同左	
68	SS等の災害対応能力強化対策	<p>SSに設置している自家発電設備の稼働等を含む災害時燃料供給訓練の実施を支援する。</p> <p>SSの地下タンクの入換・大型化等を支援する。</p> <p>石油組合等における災害時専用臨時設置給油設備の整備を支援する。</p>	<p>災害時に住民拠点SS等の燃料供給拠点の稼働状況が速やかに確認でき、安定供給の維持に貢献する。</p> <p>全国のSS約3万箇所のうち、自家発電設備を備え災害対応可能なSSの割合 現状：29%（令和元年度：8,525箇所） 中長期の目標：56%（令和7年度：約16,600箇所） 本対策による新たな目標の設定 自家発電設備を備え災害対応可能なSSのうち、十分な燃料在庫の確保対策を実施しているSSの比率 現状：9%（令和元年度：772箇所） 中長期の目標：10%（令和7年度：約1,660箇所）</p>	同左	経済産業省
69	LPガス充填所の災害対応能力強化対策	<p>自家発電設備や衛星電話等を備えた中核充填所の新設を支援する。</p> <p>既存の中核充填所の機能拡充（自家発電設備の嵩上げ、貯蔵容量の増加）を支援する。</p> <p>災害時石油ガス供給連携計画の訓練の実施を支援する。</p>	<p>災害時に中核充填所の稼働状況が速やかに確認でき、安定供給を維持に貢献する。</p> <p>中核充填所の機能強化の件数（令和2年度から開始） 中長期の目標：68件（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 54件 → 68件（令和7年度）</p>	同左	経済産業省
70-1	水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策	<p><停電対策> 自家発電設備の設置等を行う。</p> <p><土砂対策> 土砂流入防止壁の設置等を行う。</p> <p><浸水対策> 防水扉の設置等を行う。</p>	<p>2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、対策が必要な施設について耐災害性強化等を図ることにより、災害による大規模かつ長期的な断水を減少させる。</p> <p><停電対策></p>		厚生労働省

		<p><地震対策> 耐震補強等を行う。</p>	<p>2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停電対策実施率 現状：67.7%（令和元年度） 中長期の目標：77%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 73% → 77%（令和7年度）</p> <p><土砂災害対策> 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で土砂警戒区域内にある施設の土砂災害対策実施率 現状：42.6%（令和元年度） 中長期の目標：48%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 43% → 48%（令和7年度）</p> <p><浸水災害対策> 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率 現状：37.2%（令和元年度） 中長期の目標：59%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 55% → 59%（令和7年度）</p> <p><耐震対策> 浄水場、配水場等の耐震化率 ○浄水場 現状：30.6%（平成30年度） 中長期の目標：41% 本対策による達成目標の引き上げ 31% → 41%（令和7年度） ○配水場 現状：56.9%（平成30年度） 中長期の目標：70%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ</p>	<p>同左</p>	
--	--	-----------------------------------	---	-----------	--

			57% → 70% (令和7年度) ※令和8年度以降の数値目標については、進捗状況を踏まえ再度検討することとする。		
70-2	上水道管路の耐震化対策	基幹管路の耐震化を実施する。	上水道の基幹管路の耐震性強化等を図ることにより、地震による大規模かつ長期的な断水を減少させる。 全国の基幹管路の耐震適合率 現状：40.3% (平成30年度) 中長期の目標：60% (令和10年度) 本対策による達成目標の変更 50% (令和4年度) → 60% (令和10年度) ※基幹管路の耐震化のペースを緊急対策前の約1,300km/年から約2,000km/年に加速化させる対策を引き続き実施	全国の基幹管路の耐震適合率 達成目標：54%	厚生労働省
71	工業用水道の施設に関する耐災害性強化対策	工業用水道事業者が耐震対策や浸水対策といった耐災害性強化対策を「事業継続計画 (BCP)」等の策定を通じて講じることにより、災害発生時においても、工業用水の安定供給を確保する。 〈耐震化対策〉 基幹管路の耐震化の実施、耐震補強等 〈浸水対策〉 防水扉の設置等 〈停電対策〉 自家発電設備の設置等	耐災害性強化を図ることにより、大規模地震や大規模災害時においても、産業活動の基盤となる工業用水の安定供給を確保する。 〈耐震化対策〉 最大規模の地震を想定したBCP策定率 (対象240事業) 現状：61% 中長期の目標：100% (令和7年度) 工業用水道の基幹管路 (218事業) の耐震化適合率 現状：44% 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和28年度 → 令和24年度 〈浸水対策〉 浸水想定などに基づき浸水対策を実施及び促進させる事業数 浸水害を想定したBCP策定率 (対象112事業) 現状：35%	〈耐震化対策〉 最大規模の地震を想定したBCP策定率 (対象240事業) 達成目標：100% 工業用水道の基幹管路 (218事業) の耐震化適合率 達成目標：60% 〈浸水対策〉 浸水想定などに基づき浸水対策を実施及び促進させる事業数 浸水害を想定したBCP策定率 (対象112事業)	経済産業省

			<p>中長期の目標：100%（令和7年度） BCP等と連携した対策実施率（対象112事業） 現状：12% 中長期の目標：100%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 75% → 100%（令和7年度）</p> <p><停電対策> 長期の停電を想定した上での電源確保対策を実施及び促進させる事業数 BCP等と連携した対策実施率（対象102事業） 現状：35% 中長期の目標：100%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 61% → 100%（令和7年度）</p>	<p>達成目標：100% BCP等と連携した対策実施率（対象112事業） 達成目標：100%</p> <p><停電対策> 長期の停電を想定した上での電源確保対策を実施及び促進させる事業数 BCP等と連携した対策実施率（対象102事業） 達成目標：100%</p>	
72	下水道施設の地震対策	下水道管路の耐震化や下水処理場等における躯体補強など下水道施設の耐震化を実施する。	<p>耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減する。</p> <p>防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路、下水処理場等であって、地震時の最低限の排水機能が確保されていないもののうち、耐震化を実施した割合 重要施設に係る下水道管路の耐震化率（耐震化が必要な下水道管路約16,000km） 現状：約52%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和22年度</p> <p>重要施設に係る下水処理場等の耐震化率（耐震化が必要な下水処理場等約1,500箇所） 現状：約38%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し</p>	<p>重要施設に係る下水道管路の耐震化率 達成目標：約64%</p> <p>重要施設に係る下水処理場等の耐震化率 達成目標：約54%</p>	国土交通省

			令和 32 年度 → 令和 22 年度		
73	浄化槽に関する対策	災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備の対策を実施することで、国土強靱化および災害対応力の強化を図る。	<p>災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備、維持管理の適正化により、汚水処理の未普及解消がなされ、災害対応力の強化も図られる。</p> <p>浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率（対象人口 1,250 万人） 現状：54%（令和元年度） 中長期の目標：76%（令和 7 年度） 本対策による達成目標の変更 70%（令和 4 年度）→ 76%（令和 7 年度）</p>	同左	環境省
74	卸売市場の防災・減災対策	災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、防災・減災対応を行うための卸売市場施設の整備を支援する。	<p>老朽化した卸売市場施設の防災・減災のための改修等を実施することにより、災害時に卸売市場が業務停止し食料の安定供給ができなくなるリスクを回避する。</p> <p>都道府県毎の主要な卸売市場のうち、40 年程度大規模な改修等を実施していない老朽化した卸売市場 2 か所を対象として、想定される災害発生リスクに対応した、施設改修の完了率</p> <p>中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 13 年度 → 令和 7 年度</p>	同左	農林水産省
75	園芸産地事業継続対策	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援する。また、BCP の実行に必要な体制整備及び非常時の復旧の取組実証等を支援する。	<p>BCP の整備が進み、災害に強い園芸産地が形成される。</p> <p>我が国の農業用ハウス 42,164ha のうち、非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウス約 18,000ha で、対策が実施された面積</p> <p>中長期の目標：約 18,000ha 本対策による達成年次の前倒し 令和 12 年度 → 令和 7 年度</p>	同左	農林水産省

76	一般廃棄物処理施設に関する対策	災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設について、施設の整備及び更新を支援することにより強靱化を図る。	災害時のリスクが懸念される廃棄物処理施設の整備・更新を行うことで、防災対策を強化し、国民の安全・安心を確保する。 今後新たに整備及び更新が必要となる一般廃棄物処理施設（183施設）のうち、整備及び更新を実施する施設数 中長期の目標：100%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 82% → 100%（令和7年度）	同左	環境省
77	海岸漂着物等に関する対策	台風等により大量に発生した漂流・漂着物等による交通インフラへの支障等の課題に対応するために、全国の海岸や港湾施設等における漂流・漂着物等の回収・処理等を実施する。	台風等により大量に発生した漂流・漂着ごみの回収・処理を実施することにより海洋環境の保全を図る。 沿岸に面している39都道府県に新たに漂流・漂着したごみの回収・処理について、事態が発生した当該年度中に回収・処理事業を実施する都道府県の割合 中長期の目標：100%（令和7年度まで）	同左	環境省
78	大学・高専の練習船を活用した災害支援対策	国立大学・高等専門学校の練習船について、外部への電力供給や清水の製造・供給機能、支援物資の運搬機能等の災害支援機能を強化した代船を建造し、災害支援に必要な体制の充実を図る。	大規模災害によって陸上からの食料・飲料水・電力等の供給が停止した場合に、災害担当官庁等の関係機関からの要請に基づき、国立大学・高等専門学校の練習船が海上から支援を行える体制を構築する。 災害支援機能の強化のため緊急的に着手すべき練習船のうち、代船の建造が完了した船舶数 中長期の目標：6隻（令和8年度以降） 本対策による新たな達成目標の設定 5隻（令和7年度）	災害支援機能の強化のため緊急的に着手すべき練習船のうち、代船の建造が完了した船舶数 達成目標：5隻	文部科学省

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況（令和7年度）	府省庁名
79-1	河川管理施設の老朽化対策	老朽化した河川管理施設の修繕・更新を実施する。	<p>予防保全型維持管理に向け、老朽化した河川管理施設を解消する。</p> <p>河川管理施設（堤防約14,000km、樋門・樋管、水門、排水機場約9,000施設等）のうち、予防保全段階にある施設の解消率 現状：70%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	<p>河川管理施設のうち、予防保全段階にある施設の解消率 達成目標：86%</p>	国土交通省
79-2	河川管理施設の高度化・効率化対策	河川管理施設の無動力化・遠隔操作化を実施する。	<p>老朽化した小規模な樋門等の無動力化を完了する。</p> <p>老朽化した小規模な樋門等（約4,000施設）の無動力化実施率 現状：31%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	<p>老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率 達成目標：41%</p>	国土交通省
80-1	ダム管理施設の老朽化対策	老朽化したダム管理施設の修繕・更新を実施する。	<p>老朽化したダム管理施設の修繕・更新を行うことで、適切なメンテナンスサイクルを構築し、ダム下流地域の安全・安心に寄与する。</p> <p>建設後30年以上が経過した約300ダムを対象として、老朽化したダム管理施設の解消率 現状：82%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	<p>建設後30年以上が経過したダム管理施設の解消率 達成目標：96%</p>	国土交通省

80-2	ダム管理施設の堆砂対策	洪水調節容量内に堆積した土砂等の撤去を実施する。	<p>洪水調節容量内に堆積した土砂等の撤去によりダムの貯水能力を向上させ、ダム下流の河川氾濫による被害を減少させる。</p> <p>また、堆砂対策の実施によりダムへの土砂流入を低減することで、ダム下流の河川氾濫による被害を減少させる。</p> <p>堆砂対策が必要なダム（約 130 ダム）の解消率（国、水資源機構管理ダム） 現状：64%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p> <p>恒久的堆砂対策が必要なダム（約 70 ダム）の解消率（都道府県管理ダム） 現状：67%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	<p>洪水調節容量内の堆砂の解消率（国、水資源機構管理ダム） 達成目標：80%</p> <p>恒久的堆砂対策が必要なダムの解消率（都道府県管理ダム） 達成目標：81%</p>	国土交通省
81	砂防関係施設の長寿命化対策	長寿命化計画に基づいて実施する砂防関係施設の計画的な修繕・改築等を実施する。	<p>健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設について、修繕・改築等を完了することにより、当該施設に期待される機能が維持・確保され、下流域の安全性を持続的に確保する。</p> <p>砂防関係施設（約 96,000 基・箇所）のうち、健全度評価において要対策（C）と判定された砂防関係施設の解消率 現状：91.7%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	健全度評価において要対策（C）と判定された砂防関係施設の解消率 達成目標：92.4%	国土交通省

82	海岸保全施設の老朽化対策	事後保全段階の海岸堤防等において、海岸保全施設の機能の回復を図り、修繕・更新を実施する。	<p>事後保全段階の海岸保全施設の修繕・更新を完了させ、当該施設に期待される機能が維持・確保され、流域の安全性を持続的に確保する。</p> <p>事後保全段階の海岸堤防等（延長約 7,100km）の修繕・更新率 現状：84%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和 23 年度） 本対策により、推進可能となる。</p>	事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新率 達成目標：87%	農林水産省 国土交通省
83	下水道施設の老朽化対策	下水道管路の改築・修繕を実施する。	<p>老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止する。</p> <p>計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度 I 判定となった管路（令和元年度時点：約 400km）のうち、対策を完了した延長の割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 8 年度 → 令和 7 年度</p>	同左	国土交通省
84	道路施設の老朽化対策	ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等）の対策を集中的に実施する。	<p>橋梁等の道路施設について、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策を実施し、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ移行する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。</p> <p>地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率 現状：約 34%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 43 年度 → 令和 35 年度</p> <p>防災上重要な道路における舗装の修繕措置率（路盤以下が損傷している舗装（令和元年度時点：約 2,700km）を対象） 中長期の目標：100%</p>	<p>地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率 達成目標：約 73%</p> <p>防災上重要な道路における舗装の修繕措置率（路盤以下が損傷している舗装（令和元年度時点：約 2,700km）</p>	国土交通省

			本対策による達成年次の前倒し 令和39年度 → 令和7年度	を対象) 達成目標：100%	
85	都市公園の老朽化対策	都市公園において事故を防止しつつ、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現するため、インフラ長寿命化計画に基づく老朽化対策を進め、予防保全型管理への移行を図る。	緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を着実に実施する。 インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（令和元年度時点：約66,000公園）のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施できている都市公園の割合 現状：31%（令和元年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和9年度	インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（令和元年度時点：約66,000公園）のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施できている都市公園の割合 達成目標：80%	国土交通省
86	老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策	公営住宅ストックの老朽化が急速に進んでおり、直近3年間で築50年超の公営住宅は2.3倍に増加。更新が進まなければ、老朽化がさらに加速し、安全性が確保できないおそれがある。そのため、特に老朽化した高経年の公営住宅の建替をさらに重点的に支援する。	老朽化した公営住宅を更新することにより、地震・火災等による被害を防止する。 特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和16年度 → 令和12年度	特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率 達成目標：85%	国土交通省
87	港湾における老朽化対策	予防保全型維持管理の実現に向けた老朽化対策を推進し、平時・災害時の海上交通ネットワークの維持、港湾施設の安全な利用等を確保する。	平時はもとより、災害時においても港湾施設の機能が発揮できない事態を防止する。 老朽化した港湾施設（約25,000施設）のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合 現状：83%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和30年度	老朽化した港湾施設（約25,000施設）のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合 達成目標：87%	国土交通省

88	予防保全に基づいた鉄道施設の老朽化対策	令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超過して使用している又は老朽化が認められる施設の長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を実施する。	<p>令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超過して使用している又は老朽化が認められるような鉄道施設について予防保全を行うことにより、鉄道施設の老朽化対策を加速する。</p> <p>令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超過して使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設（令和元年度時点：約 180 施設）の老朽化対策の完了率</p> <p>現状：14%（令和 2 年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和 9 年度 → 令和 7 年度</p>	同左	国土交通省
89	空港の老朽化対策	定期的な点検等により劣化・損傷の程度や原因を把握し、老朽化の進んでいる施設について効率的かつ効果的な更新・改良を引き続き実施する。	<p>着実かつ効率的・効果的な維持保全の実施により、航空機の運航への影響等のリスクを回避する。</p> <p>施設の老朽化に起因する航空機事故及び重大インシデントの件数</p> <p>中長期の目標：0 件（毎年度） 本対策による目標の深化 施設の老朽化に起因する航空機事故に加え重大インシデントの件数を毎年度 0 件にする。</p>	同左	国土交通省
90	航路標識の老朽化等対策	台風の暴風、波浪等による航路標識の倒壊、損壊等の被害に対応するため、長寿命化のための整備を着実に実施し、航路標識の老朽化対策を図る。	<p>航路標識の倒壊、損壊に備えるため、航路標識の老朽化等対策を講じることで、船舶交通の安全を確保するとともに、海上輸送による人流・物流の途絶を防止する。</p> <p>老朽化等対策が必要な航路標識（1,139 箇所）の整備率</p> <p>現状：55%（令和 2 年度） 達成目標：100%（令和 12 年度） 本対策による令和 7 年度の目標の引き上げ 78% → 79%</p>	同左	国土交通省

91	農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策	激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策、施設の集約・再編を含めた適切な更新を推進する。	<p>標準耐用年数を超過しつつある基幹的な農業水利施設等の箇所数がピークを迎えているとともに、南海トラフ等の大規模地震のリスクも高まっているため、老朽化対策や豪雨・地震対策を集中的に実施することで、適切な予防保全サイクルの下での施設機能の維持・発揮を確保する。</p> <p>更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設等（令和2年度時点：水路1,200km、機場等約260か所等）における対策着手の達成率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和9年度 → 令和7年度</p>	同左	農林水産省
92	公立小中学校施設の老朽化対策	公立小中学校施設の計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策（非構造部材の耐震対策を含む）を支援する。	<p>災害発生時の校内における児童生徒等の死者・重傷者をゼロにするとともに、教育活動を可能な限り継続あるいは早期に再開できる。また、避難所として利用される場合も含め、年齢や障害の有無等にかかわらず、地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができる。</p> <p>築45年以上の公立小中学校施設における未改修の施設のうち、必要性が認められる施設*の老朽化対策実施率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度</p> <p>※築45年以上の公立小中学校施設の未改修の総面積（約2,600万㎡）のうち、統廃合等される面積を減じたもの</p> <p>全国の公立小中学校（約2.8万校）のうち、吊り天井等以外の非構造部材（天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材等）の耐震対策実施率 現状：48.2%（令和2年4月） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し</p>	<p>築45年以上の公立小中学校施設における未改修の施設のうち、必要性が認められる施設の老朽化対策実施率 達成目標：66.7%</p> <p>吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 達成目標：70%</p>	文部科学省

			令和12年度 → 令和10年度		
93	国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策	事故等のリスクを抱えた老朽施設の改善を行う。 電気・水・ガス等のライフライン更新等を行う。	老朽施設の改善やライフライン更新に係る計画の策定等により、国立大学等の教育研究機能及び防災機能を強化し被害を低減する。 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（今後対策が必要な建物 561 万㎡、ライフライン 3768 km+5962 台の対策実施割合） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和17年度 → 令和14年度	教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（今後対策が必要な建物 561 万㎡、ライフライン 3768 km+5962 台の対策実施割合） 達成目標：45%	文部科学省
94	国立女性教育会館の施設の安全確保等対策	災害時には地域の避難所として活用される国立女性教育会館の各種施設について、屋上の経年劣化や随所の漏水が発生しており、利用者や避難者の安心・安全が脅かされる状況であることが判明したため、該当設備の対策等を実施する。	国立女性教育会館の各施設の防水対策を行い、機能強化整備を完了することにより、有事の際に利用者や地域の避難者の安全・安心を確保する。 防水工事を必要とする施設（令和2年度時点：8棟）の整備率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和6年度 → 令和5年度	同左	文部科学省
95	放送大学学園の施設整備に関する対策	放送大学学園において、災害時の教育機能の低下を防ぐため、老朽化・陳腐化が著しい施設の改修を実施する。	放送大学における放送及び防災・減災機能の強化を図ることにより、地震や台風等に伴う災害が発生した場合でも、全国各地に在住する学習者に対して、教育機能を低下させることなく、継続的な教育・学習環境を提供するとともに、地震等の災害に備える。 放送大学学園の早急に改修を行う必要がある施設・設備の整備数 現状：3施設（令和元年度） 中長期の目標：10施設 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和5年度	同左	文部科学省

96	日本芸術院 会館の老朽 化・修繕対 策	中長期修繕計画を作成し、安全 性の観点から喫緊度の高い施 設・設備の営繕を順次行う。	日本芸術院における防災・減災機能の強化を図ることによ り、地震等に伴う災害が発生した場合でも、展覧会及び講演 会来場者の安全確保に備える。 日本芸術院の早急に改修を行う必要がある施設・設備（1 施 設）の整備率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和10年度	日本芸術院の早急に改修を行う必要 がある施設・設備（1施設）の整備率 達成目標：38%	文部科学省
97	史跡名勝天 然記念物等 の老朽化対 策	史跡名勝天然記念物を後世に 継承するため、適切な整備周期 での整備により、経年劣化を補 強し、適切な保存整備を行う事 業に対する補助等を実施する。	平時の整備を加速し、適切な整備周期により保存整備を進め る。 入場者数が多く、また災害時に近隣に被害を及ぼす可能性の 高い城郭等の整備周期 現状：45年 中長期の目標：30年 本対策による整備周期の短縮 45年 → 30年	入場者数が多く、また災害時に近隣に 被害を及ぼす可能性の高い城郭等の 整備周期 達成目標：30年	文部科学省
98	国立研究開 発法人施設 等のインフ ラ整備対策	災害発生後に研究活動の中断、 データ消失、試料滅失の危機等 がある国立研究開発法人につ いて、研究活動継続や安全確保 対策等のための施設・設備等の インフラの更新・改修・整備等 を実施する法人を国が支援す るなどにより改善する対策を 実施する。	研究設備等の防災安全対策等を図ることで、研究活動の中断 等の危機等を回避する。 令和3年度から令和7年度末までに中長期目標期間終了を迎 える各国立研究開発法人（8法人）の中長期計画における、 法人施設・設備の整備計画となる「施設及び設備に関する事 項」において、当該計画における所期の目標を達成していると認められる割合 中長期の目標：100%（令和7年度） 本対策により、中長期目標期間中に顕在化した施設・設 備の脆弱性に対する対策も含め、目標を達成する。	同左	文部科学省

99	量子科学技術研究開発機構被ばく医療共同研究施設改修対策	施設の陳腐化により施設維持に必要な保守部品の入手が不可能となっており、施設設備の故障や機能停止による放射性物質の漏洩・拡散につながるリスクが懸念されている。そのため、施設の改修を行い安全性を確保するとともに、施設の維持管理の効率化を図る。また研究施設としての機能を停止させ、今後の放射線事故への対応や増加が見込まれる人材育成業務により発生する放射性廃棄物の保管庫として活用する。	<p>施設機能の改修を完了することで、施設維持に必要な保守部品の枯渇等による施設機能の喪失を回避し、法令等を遵守し、放射性物質の漏洩・拡散防止を踏まえた安全性を確保した施設運用を開始する。</p> <p>被ばく医療共同研究施設（1施設）の改修工事の進捗率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和3年度以降 → 令和3年度</p>	同左	文部科学省
----	-----------------------------	---	---	----	-------

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況（令和7年度）	府省庁名
100	連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策	i-Construction、3次元デジタルデータ化の推進やインフラ維持管理の点検データの収集・整理や実装に向けた取組を推進するとともに、連携型インフラデータプラットフォームの構築に取り組む。	<p>インフラ分野での連携型インフラデータプラットフォームを構築し、府省庁及び主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携を開始（令和4年度）</p> <p>これにより、インフラ構造物の分野横断的な強靱性の評価、被災リスク等を踏まえた事前予防対策、災害発生時における応急対応の充実等に資する。また、インフラデータを民間・国民に広く提供する。</p>	同左	内閣府
101	河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策	排水機場等の遠隔化や、3次元データ等のデジタル技術を活用した維持管理・施工の効率化・省力化を図る。	<p>排水機場、水門、樋門・樋管（無動力化の対象を除く）約3,000施設（うち排水機場は400施設）の遠隔操作化を完了する。</p> <p>排水機場等の遠隔化実施率 現状：33%、うち、排水機場は42%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策により、推進可能となる。</p>	<p>排水機場等の遠隔化実施率 達成目標：40%</p> <p>排水機場の遠隔化実施率 達成目標：100%</p>	国土交通省
102	無人化施工技術の安全性・生産性向上対策	建設現場における自動化、自律化、遠隔操作の現場実証を含む、先進技術の導入推進・技術基準などの導入環境を整備する。	<p>5Gを活用した機械施工の自動化・自律化・遠隔操作等の新技術導入を行うことにより、無人化施工を用いた安全で効率的な災害復旧が実現する。</p> <p>5G・AI等を用いた自律制御・走行技術を搭載した建設機械の種類 現状：0種類（令和元年度） 中長期の目標：4種類 本対策による達成目標の引き上げ 3種類（令和12年度）→4種類（令和7年度）</p>	同左	国土交通省

103	施工の効率化・省力化に資する対策	橋梁や砂防施設等のコンクリート構造物におけるICTの技術基準類の導入環境の整備をする。	<p>建設現場での出来形管理の省人化及び災害発生時の構造物の変状を迅速に把握し、災害復旧作業の迅速化を実現する。</p> <p>インフラ構造物について、ICTを活用した出来形管理基準の策定数 現状：0基準（令和元年度） 中長期の目標：5基準 本対策による達成目標の引き上げ 3基準 → 5基準（令和5年度）</p>	同左	国土交通省
104	ITを活用した道路管理体制の強化対策	遠隔からの道路状況の確認、過積載等の違反車両の取り締まりを行う体制の強化や、AI技術等の活用による維持管理の効率化・省力化を推進する。	<p>ITを活用し、道路の異常の早期発見・早期処理、維持管理作業等の自動化・無人化、過積載等の違反車両の取り締まりを行う体制強化等の道路システムのDXを推進することで、道路管理を効率化・省力化するとともに、国民生活の安全性や経済活動の生産性を向上する。</p> <p>緊急輸送道路（1次）における常時観測が必要な区間（今後整備が必要な約3,000区間）のCCTVカメラの設置率 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度 → 令和22年度</p>	緊急輸送道路（1次）における常時観測が必要な区間（今後整備が必要な約3,000区間）のCCTVカメラの設置率 達成目標：約50%	国土交通省
105	港湾におけるデジタル化に関する対策	港湾整備において、ICT施工や3次元データ活用の推進等、建設プロセス全体の生産性向上を図るi-Construction等をさらに推進する他、港湾関連データ連携基盤の構築により、港湾インフラに係る各種情報を有機的に連携させることで、国土強靱化施策の円滑化・効率化を推進する。	<p>港湾における整備等のデジタル化を推進することにより、国土強靱化施策を円滑かつ効率的に進める。</p> <p>港湾工事において3次元データを活用し、工事の効率化を図った割合 現状：10%（令和2年度） 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和7年度 → 令和5年度</p> <p>全932港湾のうち、インフラ情報をデジタル化し、円滑なデータ共有を可能とした割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し</p>	同左	国土交通省

			令和7年度 → 令和6年度		
106	電子基準点網の耐災害性強化対策	電子基準点内の機器の省電力化等の実施により、広域同時多発的な災害時に長期にわたる停電が発生した場合でも、電子基準点網を安定的に運用するための対策を実施する。	<p>電子基準点網において機器の省電力化等を実施することで、災害発生時でも、地震や火山活動に伴う地殻変動監視や、i-Constructionによる各種工事が安定して行われる環境を順次実現する。</p> <p>電子基準点網の耐災害性強化の実施箇所数※ 中長期の目標：延べ2,000件程度 本対策による達成年次の前倒し 令和30年度 → 令和7年度</p> <p>※令和元年房総半島台風及び東日本台風を踏まえ、新たに7日間の停電対応等を可能とするもの。</p>	同左	国土交通省
107	地図情報等の整備による被害低減対策	地形分類情報や標高データ等の災害リスク情報に加え、空中写真や詳細な地図情報の事前整備を実施するほか、測量用航空機による被災状況把握能力の強化等により、被災状況把握や救助活動等の遅れを防止する。	<p>災害リスク情報や地図情報等の整備により、住民の防災意識の向上や的確な避難、救助活動の支援に貢献する。また、測量用航空機の能力強化により、その成果が激甚災害指定の判定や災害査定の基本資料として活用されることなどで、復旧・復興のスピードアップに貢献する。</p> <p>人口が集中するも未整備となっている地域における地形分類情報の整備面積 中長期の目標：12,400km² 本対策による達成年次の前倒し 令和15年度 → 令和7年度</p>	同左	国土交通省
108	国土強靱化施策を円滑に進めるためのインフラDX等の推進に係る対策	頻発化・激甚化する災害を踏まえた防災・減災、国土強靱化に資する建設生産プロセスのデジタル化の推進及び技術開発の促進を行う。	<p>インフラDXを推進し、防災減災に資する技術開発を促進することで、頻発化・激甚化する災害に対する国土の強靱化を推進する。</p> <p>直轄土木工事におけるICT活用工事の実施率 現状：79%（令和元年度） 中長期の目標：88%（令和7年度） 本対策による達成目標の引き上げ 84% → 88%（令和7年度）</p>	同左	国土交通省

109	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策	<p><建設キャリアアップシステムの普及促進></p> <p>建設技能者の保有資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの普及を促進する。</p> <p><建設業の働き方改革の更なる推進></p> <p>担い手の確保に向け、新・担い手3法も踏まえた工期の適正化や施工時期の平準化等を推進することにより、働き方改革に取り組む。</p>	<p>処遇改善等を通じ、防災・減災、国土強靱化を担う将来の建設業の担い手を確保する。</p> <p>国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入</p> <p>現状：未調査（令和3年度より調査）</p> <p>中長期の目標：100%</p> <p>本対策による達成年次の前倒し</p> <p>令和7年度 → 令和7年度までの早期</p>	同左	国土交通省
110	防災計画に資する活断層情報の解析・評価、集約・情報提供対策	<p>災害に強い都市計画作り、防災計画策定に貢献するため、過去の地震の要因である活断層の履歴やその活動性を解析・評価し、その結果のデータベース化、情報提供を行う。</p>	<p>国の活断層の長期評価、地方自治体等の防災計画・地震災害に強い都市計画策定に貢献する。</p> <p>断層の調査データの取得数</p> <p>中長期の目標：14断層（令和7年度）</p> <p>本対策による達成目標の引き上げ</p> <p>10断層 → 14断層（令和7年度）</p> <p>活断層データベースにおける縮尺5万分の1程度での位置情報整備地点数</p> <p>中長期の目標：700地点（令和7年度）</p> <p>本対策による達成目標の引き上げ</p> <p>500地点 → 700地点（令和7年度）</p>	同左	経済産業省
111	防災計画に資する火山情報の解析・評価、集約・情報提供対策	<p>災害に強い都市計画作り、防災計画策定に貢献するため、過去の火山噴火の履歴・活動推移・規模を解析・評価し、その結果のデータベース化、情報提供を行う。</p>	<p>火山噴火ハザードマップの作成、災害に強い都市計画作り、防災計画策定に貢献する。</p> <p>噴火履歴を解明した火山地質図、噴火口図の作成数</p> <p>現状：火山地質図23枚</p> <p>中長期の目標：火山地質図28枚、噴火口図2火山（令和7年度）</p>	同左	経済産業省

			本対策により、上記のうち、噴火口図2火山を追加する。		
--	--	--	----------------------------	--	--

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化

	対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況（令和7年度）	府省庁名
112	スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策	巨大地震による長周期地震のシミュレーションによる政府の防災対策への検討に貢献するほか、地震や津波による複合災害、豪雨や台風などの気象現象の高精度かつリアルタイムな予報についての研究開発を実施するため、令和3年度の運用開始を目標に世界最高水準の汎用性のあるスーパーコンピュータ「富岳」の整備を着実に進める。	<p>スーパーコンピュータ「富岳」の全面共用を開始し、地震や津波による複合災害、気象現象の予測の高精度化に向けた研究に着手することで、地震・豪雨等の災害からの防災・減災対策に貢献する。</p> <p>スーパーコンピュータ「富岳」の開発の進捗率 現状：50%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和3年度）</p> <p>※防災・減災対策への貢献は、今後予定しているスーパーコンピュータ「富岳」共用開始後の成果創出状況、省内有識者会議での議論状況、担当省庁との連携状況等により変動する。</p>	同左	文部科学省
113	線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策	<p>国民の命と暮らしを守るため、大雨等に対する防災気象情報の高度化に向けた以下の対策を実施する。</p> <p>線状降水帯の予測精度向上に向けて海上及び陸上の水蒸気量等の気象状況を把握できるよう観測体制・実況監視能力を強化する。</p> <p>適切な情報発表に必要な海洋気象観測船や高層気象観測施設をはじめとした各観測機器及び付帯設備更新による観測の継続性強化を行う。</p> <p>また、静止気象衛星ひまわり8号・9号の後継衛星について、</p>	<p>気象の監視・予測体制の維持強化を進めることにより、気象の予測精度を向上させ、線状降水帯対策、集中豪雨情報の発表を開始することにより、豪雨災害の被害を軽減する。</p> <p>線状降水帯予測の発表状況 中長期の目標：令和12年度までに半日前から線状降水帯による集中豪雨に伴う危険度の分布情報の提供を行うとともに、令和7年度までに集中豪雨に対する気象予測精度を向上させて、半日前から線状降水帯等による大雨に伴う危険性（発生の恐れが高まっている）を概ね県単位で国民向けに呼びかける情報を提供する。</p> <p>本対策により、上記のうち、「令和7年度までに集中豪雨に対する気象予測精度を向上させて、半日前から線状降水帯等による大雨に伴う危険性（発生の恐れが高まっている）を概ね県単位で国民向けに呼びかける情報を提供する。」を追加。</p>	同左	国土交通省

		<p>2029 年度めどの運用開始に向け、2023 年度をめどに後継機の製造に着手する。後継機には高密度観測等の最新技術を取り入れ、防災気象情報の高度化を図る。</p> <p>最新のスーパーコンピュータシステムの導入による計算能力を強化するとともに、解析・予測技術向上に向けた開発体制を強化する。</p> <p>線状降水帯や台風等による大雨等の被害を軽減するため、情報システムの更新等により防災気象情報の高度化を実施する。</p>				
114	高精度予測情報等を通じた気候変動対策	<p>全ての気候変動対策の基盤となる気候モデルの開発等を通じ、気候変動メカニズムを解明、防災対策等の気候変動適応策に必要な気候予測データを創出する。また地球環境ビッグデータを蓄積・統合解析する DIAS（データ統合・解析システム）を利活用し、浸水・洪水予測等の気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進する。</p>	<p>全ての気候変動対策の基盤となる気候予測データを創出し、それらのデータを含めた地球環境ビッグデータを蓄積・統合解析する DIAS の利用環境を強化し、国、自治体、企業等の意思決定に貢献する地球環境のデータプラットフォーム（ハブ）として、気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する。</p> <p>DIAS の利用者数（ユーザー登録数） 現状：6,010 人（令和元年度） 中長期の目標：10,000 人（令和 12 年度）</p> <p>気候予測データの高精度化 気候変動適応策等のエビデンスとなる気候予測データ（現在 5 km メッシュ）について、日本全国 2 km メッシュのデータを令和 3 年度までに創出</p>		<p>気候予測データの高精度化 気候変動適応策等のエビデンスとなる気候予測データ（現在 5 km メッシュ）について、日本全国 2 km メッシュのデータを創出</p>	文部科学省
115	河川、砂防、海岸分野にお	<p>降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダム の諸量データの集</p>	<p>1 級水系および 2 級水系の利水ダムについて、河川管理者とダム管理者との間の情報網整備を進めることにより、水系に</p>			国土交通省

	<p>ける防災情報等の高度化対策</p>	<p>約・ネットワーク化を図るとともに、川の防災情報等によるリアルタイム情報の充実等を実施する。 また、災害時の迅速な被災状況把握及び災害対応の強化のための情報共有システムの強化等を行う。</p>	<p>おけるより効果的な事前放流の実施やダム貯水位に応じた避難行動の的確な準備を可能とする。また、これまで把握されていなかった其他河川における災害リスク情報を明らかにすることで、住民の適切な避難行動を確保する。</p> <p>1級水系および2級水系の利水ダム（900ダム）における情報網整備率 現状：18%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和7年度） 本対策により、推進可能となる。</p> <p>洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川で、円滑・迅速な避難確保等を図る必要のある1級・2級河川（約15,000河川）のうち、想定最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の水害リスク情報を把握し、公表している河川の割合 現状：27%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和7年度） 本対策により、推進可能となる。</p>	<p>同左</p>	
116	<p>港湾における災害情報収集等に関する対策</p>	<p>衛星やドローン、カメラ等を利用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築するとともに、その分析結果を施設整備に反映する。</p>	<p>災害発生時に、現地確認が困難であることにより、応急措置、復旧作業、利用再開が遅延し、被害が拡大することを防止する。</p> <p>災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等（約80箇所）において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和19年度 → 令和14年度</p>	<p>災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等（約80箇所）において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合 達成目標：88%</p>	<p>国土交通省</p>

117	港湾における研究開発に関する対策	国土強靱化に直結する研究開発を行うための体制を構築し、具体的な技術基準類や港湾整備に反映する。	<p>災害による外力や老朽化による機能低下に対し、適切な評価を行う手法を開発することにより、港湾施設の整備等を効率的に行う又は効果を増大させ、国土強靱化に寄与する。</p> <p>国土強靱化のため、高度な実証実験に基づき策定される技術基準類（約5項目）のうち、策定されたものの割合 中長期の目標：100% 本対策による達成年次の前倒し 令和16年度 → 令和10年度</p>	<p>国土強靱化のため、高度な実証実験に基づき策定される技術基準類（約5項目）のうち、策定されたものの割合 達成目標：40%</p>	国土交通省
118	地震・津波に対する防災気象情報の高度化対策	<p>国民の命と暮らしを守るため、地震・津波に対する防災気象情報の高度化に向けた以下の対策を実施する。</p> <p>切迫化する大規模地震発生時にも適切に地震・津波に関する情報発表が継続できるよう、停電対策や通信の多重化等観測施設の機能強化を行う。</p> <p>大規模地震や津波等による被害を軽減するため、情報システムの更新等により防災気象情報の高度化を実施する。</p>	<p>計画的な地震観測施設や情報システムの更新・強化によって、切迫化している大規模地震発生時にも住民避難等に必要津波警報、緊急地震速報や地震情報等を適切に発表することができ、それによって地震・津波災害の被害を軽減する。</p> <p>津波警報の迅速かつ的確な提供 現状：地震発生から約3分を目標に津波警報を発表（平成27年度～令和元年度に発表した6事例のうち3事例が3分以内、2事例が5分以内に発表） 中長期の目標：地震発生から約3分を目標に津波警報を発表できる体制を維持するとともに、ビジュアル化した津波到達予想時刻や津波警報等の解除の見込み時間の提供等、情報の高度化を図る。（令和12年度） 本対策により、「ビジュアル化した津波到達予想時刻や津波警報等の解除の見込み時間の提供等、情報の高度化を図る。」を追加。</p> <p>地震に関する情報の的確な提供 現状：緊急地震速報の予測精度：85%（平成27年度～令和元年度の平均） 中長期の目標：緊急地震速報について現状の予測精度を維持するとともに、より詳細に解析した推計震度分布図の提供等、情報の高度化を図る。（令和12年度） 本対策により、「より詳細に解析した推計震度分布図の提供等、情報の高度化を図る。」を追加。</p>	<p>地震発生から約3分を目標に津波警報を発表できる体制を維持できるとともに、ビジュアル化した津波到達予想時刻、津波警報等の解除の見込み時間、より詳細に解析した推計震度分布図等を提供する。</p>	国土交通省

119	火山噴火に対する防災気象情報の高度化対策	<p>国民の命と暮らしを守るため、火山噴火に対する防災気象情報の高度化に向けた以下の対策を実施する。</p> <p>いつ発生してもおかしくない火山噴火に対して、適切に噴火に関する情報発表が継続できるよう、停電対策や通信の多重化等観測施設の機能強化を行う。</p> <p>噴火等による被害を軽減するため、地下のマグマや熱水の挙動を推定し、火山活動の推移をより適切に予測する評価手法の高度化や情報システムの更新等により防災気象情報の高度化を実施する。</p>	<p>計画的な火山観測施設や情報システムの更新・強化によって、いつ起こるか分からない火山噴火時にも住民避難等に必要な噴火警報、噴火速報等を適切に発表することができ、それによって火山災害の被害を軽減する。</p> <p>噴火速報の迅速な提供</p> <p>現状：噴火の兆候が捉えられた場合は事前に噴火警報を発表。噴火の兆候が捉えられず事前に噴火警報を発表できなかった場合は、噴火発生から5分以内を目標に噴火速報を発表（平成27年度～令和元年度に発表した9事例のうち8事例が5分以内に発表）。</p> <p>中長期の目標：噴火の兆候が捉えられた場合は事前に噴火警報を発表。噴火の兆候が捉えられず事前に噴火警報を発表できなかった場合は、噴火発生から5分以内を目標に噴火速報を発表できる体制を維持するとともに、噴火速報発表後速やかに噴火警報の発表を行う。（令和12年度）</p> <p>本対策により、「噴火速報発表後速やかに噴火警報の発表を行う。」を追加</p>	<p>噴火発生から5分以内を目標に噴火速報を発表できる体制が維持できているとともに、噴火速報発表後速やかに噴火警報の発表を行う</p>	国土交通省
120	地震津波火山観測網に関する対策	<p>10年以上前の設計による観測装置で、停電時に観測継続が1日に満たない旧型機器について、停電時においても1週間以上観測が継続できる新型機器に更新する。</p> <p>南海トラフ地震の想定震源域のうち観測網の空白域となっている海域に、新たにケーブル式海底地震・津波観測システムを構築する。</p> <p>防災対策に資する上記等の研究開発を推進する。</p>	<p>大規模地震や豪雨災害に伴う広域・長期停電時においても、緊急地震速報や震度情報及び火山活動情報を発出し、地震・火山災害による被害を低減する。</p> <p>また、新たなケーブル式海底地震・津波観測網の構築により南海トラフ大地震等発生時において適切な情報発信、防災対策に貢献する。</p> <p>地震津波火山観測網の更新</p> <p>現状：70%更新済み（令和元年度）</p> <p>中長期の目標：未更新の旧型観測装置約460点全ての更新</p> <p>本対策による達成年次の前倒し</p> <p>令和9年度 → 令和7年度</p> <p>南海トラフ海底地震津波観測網の構築</p> <p>現状：海洋調査等を実施した（令和元年度）</p>	<p>同左</p>	文部科学省

			<p>中長期の目標：高知県沖～日向灘の海域にケーブル式海底地震・津波観測網（約40点の観測点）の構築及び気象庁等へのデータ提供</p> <p>本対策による達成年次の前倒し</p> <p>令和7年度以降 → 令和7年度</p>		
121	国立大学等の最先端研究基盤の整備対策	国立大学や大学共同利用機関において、地震等の災害や気候変動への対応に備えた研究設備、医療等の国民生活を支える研究・情報インフラ等、国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等に資する最先端の研究を支える基盤となる最先端研究設備等を整備する。	<p>地震等の災害や気候変動への対応に備えた研究設備、医療等の国民生活を支える研究・情報インフラ等、最先端研究基盤を整備することで、国内外の多数の研究者等が安定的に研究活動を行うことができ、国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等が期待される。</p> <p>地震等の災害や気候変動への対応、医療等の国民生活を支える研究・情報インフラ等、国民の生活における安心・安全の確保や災害対策等に資する最先端の研究を支える基盤となる最先端研究設備等の整備目標件数</p> <p>中長期の目標：10件</p> <p>本対策による達成年次の前倒し</p> <p>令和12年度 → 令和7年度</p>	同左	文部科学省
122	被害状況等の把握及び共有のための対策	発災時の被害状況や避難勧告の発令状況等を迅速に把握し、地方公共団体等と効率的に共有するためのシステムを整備する。	<p>発災時に迅速・的確な災害応急対策を講じる。</p> <p>消防庁が被害報の全ての項目（12）を自動収集できる都道府県数※</p> <p>現状：0都道府県</p> <p>中長期の目標：47都道府県</p> <p>本対策による達成年次の前倒し</p> <p>令和10年度 → 令和5年度</p> <p>※新たに整備する国システム（令和5年度供用開始予定）に接続できるように都道府県防災情報システムを改修した都道府県数</p>	同左	総務省

123	防災チャットボットの開発等、SIP 国家レジリエンスに関する対策	被災地住民とのコミュニケーションのための「防災チャットボット」の開発や、災害動態等の解析情報の共有を行う「避難・緊急活動支援統合システム」の開発、小エリアの総合リスク評価を行い、市町村長が行う避難判断を支援する「市町村災害対応統合システム」等の開発を行う。	<p>防災チャットボットの社会実装を加速する。</p> <p>SIP で開発を行う「防災チャットボット」の実装自治体数 中長期の目標：10 自治体（令和 3 年度） 20 自治体（令和 4 年度） 100 自治体（令和 5 年度）</p> <p>令和 5 年度以降も更なる多数の自治体の実装を進め、より適確な被災状況の把握や避難のための適切な情報提供を実現する。</p>	同左	内閣府
-----	----------------------------------	--	--	----	-----